

平成24年第2回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成24年6月14日 午前10:00

○散 会 午後 2:56

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長兼新庁舎 建設室長（部長待遇） 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正	議会事務局次長 畠 山 靖 男
--------------	-----------------

平成24年第2回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成24年6月14日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

傍聴者の皆さん、朝早くから御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、一般質問を行います。

本定例会から一般質問については、1回目の質問は、これまでと同様に一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。通告した質問事項がすべて終了しない場合でも答弁を含む60分で終了となりますので、ご注意ください。

なお、質問は、最初は発言席において、再質問からは自席にてお願いします。

それでは、わかりやすい活発な質問と答弁が行われるようお願いいたします。

本日の発言の順序は、12番岡田 曙議員、5番菅原理恵子議員、10番佐藤義久議員、14番藤原典男議員、4番藤原幸作議員の順に行います。

それでは、12番岡田 曙議員の発言を許します。12番岡田曙議員。

○12番（岡田 曙） おはようございます。傍聴の皆様、朝早く御苦労さまです。

6月定例議会にあたりまして、市民を代表致しまして一般質問の機会を得たことに感謝申し上げます。通告に従い4項目について質問致しますので、ご答弁の方、宜しくお願い致します。

一般質問の様式が今回から変わりがしまして、その点間違いもあるかと思っておりますけれども、宜しくお願い致します。

1点目に、母子保健事業の状況について質問致します。

母子保健事業として市では、母子手帳の交付、そして妊婦健康診査、母子訪問指導、健康相談と不妊治療など様々な母子保健サービスを行っております。中でも母子健康手帳は昭和40年に制定されまして、今も妊婦さんにとってはとても大切なものであります。

そこで一つ目、母子手帳交付の際、十分な説明をしているかお尋ねを致します。

子育て支援の活用が期待されるこの手帳は、妊婦健診や乳幼児の一貫した健康の記録、予防接種などの記録が書き込まれ、乳幼児の身体発育など子育てに関する情報が詰まった最も信頼できる情報の一つとなっております。しかし、妊婦さんにとって手帳の意義の大切さとその使い方が十分理解されていない点も見受けられます。保健婦さんは、この道はプロですから、よく理解されると思いますが、もっと丁寧な説明を望むとの声が多く聞こえてきております。母子手帳交付の際、十分な説明をしているかをお尋ねを致します。

二つ目、24年度から母子手帳が新様式に変わったようですが、どのように変わったのでしょうかお知らせください。

昔と違って今の手帳は大分ページも増え、厚くなっているようです。100ページもあります。初めての妊婦さんにとっては、どこをどのように見たらいいのかを不安だらけだと思います。変わった部分についてどういう配慮で変えたのかをお知らせください。

また、三つ目として、24年度の対象人数をお知らせくださればありがたいです。

安心して、さらに喜んで出産育児ができるよう周りがサポートしてあげることがとても大事なことだと思います。そのスタートが、まず母子手帳の交付から始まりますので、質問致しますので、ご答弁の方お願いを致します。

2番目、水の安全について。

潟上市の上水道事業は日頃から安全で安心して飲める給水に努めて、感謝しております。市の給水戸数は1万504戸、給水人口2万7,783名、4月現在の市の人口は3万4,530人です。世帯数は1万3,145所帯、この数字から見て、約3,000所帯、7,000人が地下水を利用しているのではないかと思います。

そこで1番として、①として、地下水の安全性についてどのような指導をしているかをお尋ねを致します。

水は無色透明・無臭だと安全だと思われていますが、今は環境が様々に変化し、化学薬品が常に散布され、そうなれば地下水にも当然変化があるのではないかと心配しております。営業でも水を使用する人は水質検査をしていると思いますが、一般の人はそういう機会もないし、心配してもどうしていいかわからないと思います。地下水を使用している人に対して安全面でどのように対応しているかをお伺い致します。

関連として二つ目、②上水道の普及・啓蒙についてどのように取り組んでいるかをお尋ねします。

三つ目、また上水道の進捗状況について、あわせてお知らせください。

昨年の大震災でも、水は私たちの生活に欠かせないものだと痛感致しました。安心して快適な生活を送るためにも、安全で質のよい水の供給を望むものでありますので、答弁の方、宜しくお願い致します。

3番目、検診受診率の向上に対する取り組みについてです。

今年も早朝検診が5月14日から飯田川地区を皮切りにスタートしました。検診は住民の健康保持の推進に関する目標であって、疾病の早期発見、予防、保健指導など成果を上げております。しかし、依然として受診率が上がっていないように思われますが、いかがでしょうか。

①受診率向上のためにどのように取り組んでおりますか。今年度新たに組み込んだ対策がありましたらお知らせください。また、受診率が上がらない理由として、検診を受けない人の理由を把握することも大事なことだと思いますが、市ではどのような対策をとっているのかお尋ねを致します。

二つ目、この文章は訂正しないでこのままにしておいてください。

今年度から早朝検診の会場が変更になったところがあるようです。その理由は何でしょうか。高齢の方にとっては会場が遠くなったり、行くのが大変だから受けないと言っている人がおりました。受診向上を考えたとき、今回の会場変更はマイナスになるのではないかと心配しております。いかがでしょうか。変更の理由をお知らせください。

四つ目、4番目、通学路の安全について。

私はこの問題を取り上げたのは、皆さん記憶があると思います、11年前、大阪の池田小学校で殺傷事件が校内に発生したことが記憶にあると思います。校内の安全面もしくは、また、校外でもその安全面を考えて私が取り上げてみました。

今年の4月、入学したばかりの児童生徒の列に車が突っ込むという痛ましい事故が発生したことは記憶に新しいと思います。安全で安心な通学路であっても、しかも父兄が引率し交通規則を守っていても、あのような大きな事故が起きました。通学路が安全でないとすれば、子供たちはどこを通ればいいのでしょうか。交通安全のために地域でも様々な取り組みをしています。早朝あるいは登下校も子供たちの安全を確保し、見守ってくれている方々には本当に毎日感謝しております。

そこでお尋ねを致します。一つ目、市内各小中学校への通学路の安全をどのように確認把握しておりますか。危険な通学路がそのままになっているところがありませんか。

側溝に蓋がなかったり、水路に柵がなかったり、草が生い茂って道幅が狭くなっているところがないでしょうか。市で、確認している場所、その対応についてお知らせください。

②通学路にはみ出している個人宅の木などの伐採や整備を行政でやってもらえないでしょうかと思いました。交通事故は運転する側のモラルもありますが、環境を整え、できるだけ安全な通学路を確保することもまた行政の責務だと思います。大事な潟上の子供たちを交通事故から守るためにも質問致しましたので、ご答弁の方、宜しく願い致します。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 傍聴者の皆さん、御苦勞さんでした。

それでは、12番岡田 曙議員の一般質問の二つ目「水の安全について」、私からお答え致します。

一つ目と三つ目の質問については福祉保健部長が、四つ目の質問には教育長と産業建設部長がお答えを致します。

質問の1番目の地下水の安全性についてどのような指導をしているかについてであります。地下水の安全につきましても、土壌の影響を強く受けることから、平成22年度に「潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を制定したところであります。地下水の状況に関する最新の県概況調査結果におきましても、市内の調査地点すべてにおいて環境基準に適合しております。さらに、こうした地下水を飲用に用いる場合は「秋田県飲用井戸等衛生対策要領」により、設置者が1年以内ごとに1回水質を検査することが望ましいとされていることから、保健所とともに広報によるPRに努めております。

加えて、地下水を飲用・生活用水に利用している方からその異常について具体的な相談が寄せられた場合には、上水道への転換を推奨することとしております。

続きまして、質問の2、上水道の普及・啓蒙について、どのように取り組んでいるかについてであります。上水道事業の基本的な姿として、安全でおいしい水により、健康な生活が営まれ、災害時においても必要な水の確保がされることとあります。

水道未普及地域解消事業として、平成24年度から平成26年度までの大崎地区整備事業、平成25年度から平成28年度まで江川・二田地区整備事業を計画しております。また、給

水区域内の本管未整備地域においては、地元説明会を開催し、ある程度の加入者がいれば本管を布設しております。

さらに、小学校の授業の一環として浄水場と配水池の見学をしてもらい、水道水源の大切さと水道についての理解と関心を深めていただいております。

質問の3点目、上水道の進捗状況につきましては、平成21年度の計画変更認可に基づき事業は進捗しており、平成23年度末の普及率は83.15%となっております。

大崎・江川・二田地区が整備される平成28年度末には、計画で目標を92.2%としております。

以上であります。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 12番岡田 曙議員の一般質問の一つ目「母子保健事業の状況について」お答えします。

（1）母子健康手帳の交付の際、十分な説明をしているかとの質問についてですが、交付時は、原則として保健師が妊婦さんに対応しています。その際、母子健康手帳は妊娠期から乳幼児期、さらにはそれ以降の子供の健康に関する重要な情報を記録していくための大事な手帳であることから、大切に使ってほしいという旨のお伝えもしております。

この手帳の健康管理の主体となるのは、母親になる妊婦さん自身であります。この手帳の大切さの意義や役割といったものを理解していただけるよう、妊婦健診の記録や出生の状況、その後の乳幼児健診の記録、予防接種の記録を記載していくなど、手帳の効果的な使い方を十分理解していただけるよう努めてまいります。

（2）の「母子健康手帳の様式がどのように変わったか」については、母子健康手帳は10年に一度、国の検討会をもとに大きな見直しがあります。24年度は改正の年にあたり、大きく5つの改正点がありました。

一つ目に、妊娠・分娩の際のリスクに関する情報を追加して記載できること。二つ目に、妊婦健診の記録欄の拡充。三つ目に、妊婦さん自身が妊娠中にあった症状や出来事などの自由記載の欄が拡充されたことであります。

大きく二つ目には、保護者が記載しやすいよう、成長発達の確認項目の一部について、達成時期を記載する形式に改められました。その意図としましては、発達には個人差があるので保護者には無用な心配を与えたくない。しかし、重要な発達の遅れは見逃さな

いというためのものです。

三つ目には、胆道閉鎖症の早期発見のため、情報確認の項目が設けられました。

四つ目に、平成22年乳幼児身体発育調査の結果に基づいて、乳幼児身体発育曲線と幼児の身長体重曲線が訂正になった点があります。

五つ目に、ヒブ、肺炎球菌、水痘、子宮頸がん予防接種等についての記録欄ができたことです。

以上が平成24年度からの母子健康手帳の改正点です。

三つ目の平成24年度の対象者数ということではありますが、まだ年度途中で対象者が確定しておりませんので、平成23年度の母子健康手帳の交付数を申し上げます。平成23年度の母子健康手帳の交付数は225件でした。

次に、一般質問の三つ目「検診受診率の向上に対する取り組みについて」お答えします。

(1)の受診率向上のためにどのような取り組みをしているのかということについて申し上げます。

受診率向上のための対策としましては、各自治会の総会、地区の教室・集会等で「検診説明会」を実施しているほか、「ミニがん講座」の開催、若い母親・父親にも関心を持ってもらうため乳幼児健診でパンフレットを配布するなど啓蒙に努めております。

また、「住民検診の手引き」を作成し、全戸に配布しております。これに加え、23年度は、胃及び大腸がん検診の追加検診も実施致しました。未受診者対策では、クーポン券対象者に対して電話や往復ハガキを利用し、受診状況の確認と受診勧奨を呼びかけています。

24年度の新たな取り組みとしましては、「手引き」の改良と新たに潟上市版のパンフレットを作成し、全戸配布によって周知を図っております。さらに、秋には、未受診者対策として県と協働で電話により受診勧奨を行う「コール・リコール事業」と、追加の総合早朝検診も計画しております。

精密検査の助成については、胃・大腸に続き、今年度新たに前立腺がん検診の助成も行います。今年度の検診はまだ実施している最中でありますので、日々の防災無線での呼びかけや地域での声かけなどをお願いし、さらなる受診率の向上に努めているところであります。

次に、検診を受けない人の理由を把握するということについては、昨年度のグリーン

ランドまつりでのアンケート調査や未受診者対策の一環として実施しているクーポン券事業の受診状況の確認など、受診把握を行っております。その結果も踏まえ、今後の検診事業に生かしていくよう努めます。

(2) の今年度から早朝検診の会場が変更になった理由についてお答え致します。

受診者の伸びが見られず、特定健診を受ける人が30人未満の地区は他の地区と統合してもらいたいとの検診機関からの強い要望があったことから変更しております。これは、昨年度に続いて要請があったものでして、やむなくの変更であります。

このことを受けて、自治会長や保健会長と市の担当者が話し合い、協議をした上で了解してもらったという経緯があります。

会場の変更で受診率が低下するのではないかという点につきましては、むしろ狭い会場より、広い会場、駐車場を備えている会場で受診者が増えているという傾向があります。これは、車で受診される方が多いためとも考えられます。

今後さらに検診の受診勧奨に努めてまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） それでは、四つ目「通学路の安全について」の中の1点目は私から、2点目は産業建設部長から答弁申し上げます。

それでは質問の1点目、小・中学校への通学路の安全をどのように確認し、把握しているかについてお答えを申し上げます。

まず「通学路」は、学校が児童生徒の安全を十分に検討した上で指定しております。

本市においても、各学校では主に5項目を重点に、安全に向けて毎年対応しています。

その一つ目は交通量、二つ目は交通安全施設の整備状況、三つ目は踏切や川など危険箇所の有無、四つ目は道路の状況、五つ目はいかがわしい広告・看板などの有無、こういうことについて警察署や交通安全協会等の地域の関係者の意見も参考にしながら検討し、通学路マップを作成しております。

通学路の安全点検については、教職員の他、各校に配置しております安全サポート員が定期的に歩いて確認を行い、また、スクールガード等、地域の方からの情報も加えながら随時の点検も行っております。各校では、通学路安全マップを児童に作成させるため安全教育を取り入れるなど、児童生徒自らの安全意識の啓発にも努めているところでございます。市教育委員会では、防災・安全計画の見直し及び通学路の安全点検につい

て各校に指導をしているところでございます。

通学路の安全点検については定期的を実施しておりますが、点検や地域からの情報により危険が予測される箇所については、関係者や関係機関に迅速に連絡をとり、早期の対応について協力を仰いでいるところでございます。

以上です。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） それでは、一般質問の四つ目の通学路の安全についての質問の2点目、通学路にはみだしている個人宅の木などの伐採、処理についてお答えを致します。

通学路にはみ出している樹木等に関しては、あくまでも個人の所有物であることから、行政が単独で伐採等の処理を行うことは実施しておりません。しかしながら、現在、歩行者の安全を確保するために、道路上にはみ出している樹木等に関しては道路を管理している都市建設課より、その所有者に連絡を取り、適正な処置や処理をお願いをしているところでございます。道路交通上の緊急性の高い事例については、応急的に市で行うこともございます。また、市道以外の生活道路などにつきましては、地域のクリーンアップなど、自治会などの地域環境美化活動の中でご協力をいただいているところでございます。

これまで、市広報を通じて樹木の適正管理について広く市民の皆様をお願いしております。市と致しましても、道路の巡回業務の強化や学校・交通指導隊・警察との連携を通じて危険箇所の把握・改善に努め、住民の皆様の情報もいただきながら、通学路を含め道路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 12番、再質問ありますか。

○12番（岡田 曙） ご答弁ありがとうございました。

まず1点目の母子保健事業についてのご説明されましたけれども、手帳の交付の際の十分な説明をしているかということですが、中にはカウンターでただ渡されて簡単なページでめくらせてもらっただけだと言われていたそうです。初めて子供を持つ母親にとっては瞬間的に大事な日ですので、このときは十分な対応をしていただきたいと思います。

それで、4月の27日、厚生労働省の事務連絡としては今ただいま説明されましたとお

り、活用のマニュアルとかをしっかりと連絡されておると思いますが、どうか充実を図るように、さらに丁寧をお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

それから、これは質問でないですけど、2番目で、2番目に入ります。二つ目に。

○議長（千田正英） 1番は対応、要望だけでよろしいですか。

○12番（岡田 曙） ええ、そうです。

○議長（千田正英） 相談。

○12番（岡田 曙） 一つ目は要望でございます。

○議長（千田正英） 要望ですね。対応してもらいたいということですね、十分に。

○12番（岡田 曙） はい。

二つ目に移ります。24年度から新様式に変わったということでしたけれども、ただ説明されましたとおり、私一番心配なされているのは子供の生後2週間ぐらいの胆道閉鎖症ですか、ただいま説明されました。これは胆汁が十分に十二指腸に通らない病気でございます、この病気になるとお母さん方は大変この便で審査するものですから、ここが大変困っているということです。この母子手帳を見ますと便の色が書いてますけれども、これが非常にその心配だということで、胆道閉鎖症には非常に気にかかることですから、どうかこの点について詳しく現物を皆さんに、妊婦の方々に指導していただきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

この点で質問しますので、ご答弁をお願いします。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 12番岡田議員の再質問にお答えします。

胆道閉鎖症に関しての説明の部分、このところについて縷々詳しくというふうなことであります。

この胆道閉鎖症については、それこそ2カ月以内の早期の判断が必要だということですので、この点についても私ども担当の者については縷々それこそ詳しく説明するように致します。

○議長（千田正英） 12番。

○12番（岡田 曙） ありがとうございます。

今、三つ目として、対象者の人数は昨年度は225件と言いましたけれども、24年度はまだ把握してないということですが、もう既に12月までには妊娠している方がいらっしゃるんですけども、大体の予想というんですかね、大体今、中間報告というん

ですか、どれくらいになっているかわかりませんか、24年度。今既に6月ですから、12月までにはもう既に10カ月でございますので、これはわかったらちょっと教えていただきたいんです。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 岡田議員の質問にお答えします。

いずれ正確な、いわゆる今の途中段階で正確な数字は把握しませんが、いずれこの状況というのは、転出があったり、あるいはそれこそ異動が、転入があったりというふうなことで、まだ浮動的なところがありますので、その点では数としては把握しておりません。

○議長（千田正英） 12番。

○12番（岡田 曙） ありがとうございます。母子保健事業については以上でございます。

2番目として水の安全について、先ほど市長からご答弁をいただきました。

まず1として地下水の安全について、今指導しているということでありありがとうございました。ただ、先日、議会報告会の中で、市長のお膝元でしたけれども、この地下水で非常に心配なされた方がおりました。行政の説明か聞く側かどっちかわからなかったけれども、地下水を飲んでいまして胃がんになる傾向があると保健婦さんがおっしゃったという話ですけれども、これはね、事実でないと思いますけれども、説明なされた方と受け止める方のどっかの行き違いがあったのではないかと思いましたが、非常に私たちもこのことで、議員7名が聞いておりました、それで地下水を飲んでいまして胃がんになるって。確かにこれ、昔、昔っていうのはね、地下水にはピロリ菌というのが、菌が入っている場合もあるから、そういうことで弊害が起きて胃がんの何か要因になるのかなと思いましたが、いずれにしても、こういう地下水のことでは非常に心配しております。先日、私、保健所に伺いましたら、地下水を飲んでいる人は自分で井戸を掘って飲んでいるのであって、自己責任であるということで、もしできたら、この最低、飲み水として飲めるだけの基準というのはどの程度の基準で検査を受けたらいいのかとお尋ねしたところ、まず11項目で8,000円ぐらいかかると。だとすれば大体安全基準のところでございますというのですけれども、いち早く、この地下水についても何らかの形で広報で知らせておりますという市長のご答弁でございましたけれども、再度もしできたら自治会なんか、総会なんかあったら、どうか行政側の方に、うちの出

戸地区はほとんどというのかな、大抵、地下水です。やはり地下水というのは昔から自分で飲んでる水はおいしいし、上水、水道は塩素系があるからという話ですけれども、まず地下水のことはもう一度ご指導していただければありがたいと思います。これは要望でございます。

二つ目、普及についてですけれども、いいですか。

○議長（千田正英） はい、どうぞ。

○12番（岡田 曙） 二つ目に移りますけれども、24年から26年までに計画なされて大分進んでいるということですが、どうか安全・安心のために、上水道の普及を努めてほしいと思います。

三つ目としても、進捗状況は今最後の28年度までは92.2%、是非とも100%に近づけるように努力してほしいと思いますので、この点で2番目の水の安全については以上でございます。

3番目の検診の受診率の向上について、取り組みですけれども、一つ目として、取り組みについては随分努力なされておるそうですので、どうか宜しくお願い致します。

2番目の方は、受診率が、会場が変更になって下がるのではないかと私は心配しているのは、実はうちの方の上出戸も地域が二、三年前から変更しております。この点で、出戸新町の方になかなか高齢者の方が行くというのは、若い40歳ぐらいの方は車運転できるから行けるんだけれども、高齢者というのは非常に、乳母車を押して出戸新町まで行くというのは大変だになって、おら行がねえって、こういう人も多かったようですから、そこら辺、私は危惧して質問したことでございます。

変更になったことというのは、確か検診機関からの要請もありましてそういうふうな計らいをしたと思いますけれども、決して今、答弁にありましたように受診率が逆に上がったっておっしゃっているようではありますが、広い会場で駐車場も広いから受診率が上がったって。上がったっていうことは大変いいことですが、是非その点について、もう一度ね、その会場変更になった、私の地域では説明受けたようなことはなかったようではありますが、どうかその是非ともその受診率のパーセントをできるだけこうやった結果を見せていただければありがたいと思います。

それから、この受診、検診について、私も今回、配布の当番でございました。一軒一軒持っていったら、うちでいらないと。私、会社で受けてるからいらぬです。これ紙の無駄でしょうと言われましたけれども、まず一応、私持ってきてから皆さん受け取っ

てくださいと言いましたけれども、私も現にうちの娘にきました。ところが、うちの娘も会社において、会社で受けてるからこれいらんって。大抵ね、半分ぐらい、うちでいらんいらんって、みんな検診で病院に行ってるからいらんと言うから、是非ともね、紙の無駄というよりも、こういう問題が起きて受診率につながってくるのではないかと思いますので、しっかり検診する前にその受診者の把握に努めてほしいと思います。これは要望でございます。

検診についての質問はこれぐらいでいいです。

4番目の通学路の安全についてですけれども、1番目は校外指導、安全サポートとか、いろいろ校外指導で歩いていらっしゃる方がおると思いますけれども、昨年やはりね、地域の小学校の校外指導がなかなか自治会の方にお話しても整理してくれない、そういう話だけれども、是非ともその通学路についての安全については行政側としっかり学校、PTA、その地域の方々とよく皆さん話し合いのもとで、通学路をもう一度把握してほしいと思います。

今、行政として草を機械で道路を刈っていただいているけれども、道路の草はいいんだけど、その草の上の木が生い茂っているような感じですから、その木はもちろんその個人宅の木もあるでしょうけれども、注意できる場所は自治会でお話していただけるようにと思いますので、これは要望でございます。お願いします。

2番目として、はみ出している個人宅の木なんですけれども、これもやはり学校側の校外指導の方が自治会の方に行って、自治会がその個人宅にお願いしてもなかなか切ってくれない。切ってくれないというのは、私が直接伺ったら、おら高齢者になって木切れねえって、金もねえしと、こういうような答弁されましたけれども、そこはそこなりにちゃんときちっと整理したけれども、やはり個人宅の木というのはやはり個人の所有財産ですけれども、やはりはみ出している部分は、自分で育てた木は痛ましいけれども、やはり通学路になっているところはバラとかそういうのは自転車乗っていると首が切れたとか怪我したとかって話はたびたび聞かれます。是非ともこの子供たちの通学路の歩行者の安全のためにも、どうか個人の所有者で自分の敷地外に出ているところはきちっと自治会で整理していただきたいと思いますので、これは是非とも自治会側の方に行政でお話していただければありがたいと思います。これは要望でございますので答弁はおりません。ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

- 議長（千田正英） 要望でよろしいですね。
- 12番（岡田 曙） 要望です。
- 議長（千田正英） 石川市長。
- 市長（石川光男） 12番さんのほとんど要望でございましたが、ただ気になったことは、これ反問権ではありません。地下水を飲むと胃がんになると。これ職員が言ったんですか、市の。
- 12番（岡田 曙） もちろんここに7名の議員さんがおりましたけれども、保健婦さんって言いました。実は、その発表した方もわかると思いますけれども、もちろん議会事務局の方でも録音とってらっしゃると思いますけれども、これが保健婦で、しかも保健、何かの健康の講座とか何かであったんで、私もね、大変これがショックでした。これがね、行政がもし申されたとすれば、住民にとっては大変なことなんです。私ね、こういう間違って、これは間違い、話す側も間違っただけかもしれないけれども、受ける側も間違っただけだと思いますけれども、議会報告会に出席された議員の方々もどのように受け止めたかちょっとわからないけれども、これははっきり市長さんのお膝元の地域でございます。一応確認してください。
- 市長（石川光男） わかりました。質問した人と答えた人の因果関係をしっかり調べておきます。
- 議長（千田正英） 以上で12番岡田 曙議員の一般質問を終わります。
- これをもって12番岡田 曙議員の質問を終わります。
- 次に、5番菅原理恵子議員の発言を許します。5番菅原理恵子議員。
- 5番（菅原理恵子） おはようございます。傍聴席の皆様、早朝より御苦労さまでございます。
- 今定例会から一問一答方式ということでちょっと戸惑いもございますが、最後までどうぞ宜しくお願い致します。私からは3点の質問をさせていただきます。
- 一つ目、生命を守る防災・減災について。
- 先月26日に行われました県防災の日の防災訓練を踏まえて、市民の生命を守るという視点から質問させていただきます。
- （1）地域防災計画の見直しについて。
- 今回、津波を想定しての避難訓練でしたが、避難訓練を実施することも、どのような経路をたどって避難場所に避難するのも全くわからない人たちがいらっしゃいました。

そこで、市民の安全を守るために今後どのように周知していくのか、次の2点を伺います。

①避難場所・経路について。どのような経路で避難場所へ移動するのか。津波以外の避難場所はあるのか。

②地域の危険箇所の把握について。安全に避難できるように危険箇所など防災総点検の実施計画はありますか。

(2) 避難所について。

東日本大震災では、学校等、公共施設が避難所になりました。そこで、大事な命を守る視点からお伺い致します。

①避難所の防災機能向上について。非耐震構造物の改修計画はありますか。次の小さい項目の2として、各避難所に備蓄庫設置などの計画はありますか。

(3) 緊急災害時の対応について。

訓練当日もそうですが、防災無線が聞こえないという方が大勢いらっしゃいました。情報は命を守ることに直結していることから、あらゆる手段を取り入れてはいかがでしょうか。

①防災無線の実態調査。再三、調整を行っているとは思いますが、スピーカーの増設や方向、音量調整の対策はいかがでしょうか。

②緊急FMラジオの導入について。緊急災害時、いつでも、どんな状況でも、震度4以上であれば、割り込み装置がついているため、情報をキャッチすることができると思いますが、導入のお考えはいかがでしょうか。

大きい項目2番と致しまして、循環バスについて。

(1) バス路線について。

従来、バス通りとしてバスが走行していたが、突然、バスが通らなくなってしまった。お医者さんに行く、駅まで行く等々、必要に応じてバスを利用していたが、今では家族の出勤時間に合わせて用事を済ませてくるが、帰りはタクシーを利用するお年寄りが増えてきたことを踏まえて、交通弱者からの視点からお伺い致します。

①路線決定の基準についてですが、バス路線変更経緯には利用者数等の基準があるのか、何を以ての基準なのかをお伺い致します。

②交通難民に対する施策についてでございますが、バスにかわる交通手段の施策はあるのか。あるとしたら、どのようなものをいつ頃から利用できるのかを周知していただ

きたいと思います。

大きい項目3点目です。ファミリー・サポート・センター設置について。

本市にも子育て支援センターが各地域にあり、また、ボランティア団体のサポートもあり、各種多彩の行事などを開催して充実した子育て支援をしていただいておりますが、親御さんの緊急入院等でお子さんの面倒を見る人がいなく、預けなければならない等の問題が生じた場合、拠点となるファミリー・サポート専用託児室が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

(1)として、拠点センター設置について。

育児の援助を受けたい人と援助を行う人を結ぶ会員組織のサポート・センターの窓口となる拠点センター設置の意向はおありでしょうか。

(2)児童センター設置について。

児童を預かる場所としてファミリー・サポート専用託児室と、いつでも自由に出入りができる子供が学べる児童センターの設置をしていただきたいが、いかがなものでしょうか。

以上、3点について質問させていただきます。ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 5番菅原理恵子さんの質問にお答えします。

1点目の「生命を守る防災対策」についてお答え致します。

2つ目の質問については総務部長が、3つ目については教育長がお答えします。

まず答弁する前に、質問の中で「今回、津波を想定しての避難訓練でしたが、避難訓練を実施することも、どのような経路をたどって避難場所に避難するのも全くわからない人たちがいらっしゃいました」ということですが、これについては当方の説明不足もあったと思っていますので、それを踏まえて答弁致します。

ご質問の1点目の避難場所、避難経路については、避難場所は、津波避難場所及び避難場所を3月に全戸配布した津波ハザードマップに掲載しております。また、平成18年に全戸配布した「わが家の防災対策」という防災対策啓発冊子にも掲載し、周知を図っております。避難経路については津波ハザードマップに主要道路は掲載しておりますが、災害の種類・状況により使用不可能な場合も想定されるので、講習会等で避難者が複数のルートと複数の避難場所の確認を自治会等で話し合いをし、決めていただくようお願いしているところであります。

地域の危険場所の把握については、土砂災害危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所については、県で指定した危険箇所を地域防災計画に掲載し、年に1回点検しております。

ご質問の2点目の避難所の防災機能の向上については、大人数を収容できる小中学校については、耐震診断及び耐震改修を年次計画で実施しております。集会所等については、自治会等と協議し、適正に避難所の指定を行っていきたいと考えております。

各避難所への備蓄庫の設置については、災害の種類により、使用する避難所の場所が変わりますので、現在考えておりません。現在、天王コミュニティ防災センター、昭和庁舎、飯田川庁舎の3カ所に分散して備蓄しております。

ご質問の3点目の防災無線の実態調査についてですが、昨年度にスピーカーや音量調整を実施しても聞こえない地域に今年度2基の屋外拡声子局を増設予定しておりますが、今後も随時、実態調査を継続し調整してまいります。

緊急FMラジオについては、FMラジオで防災無線の緊急放送が聞こえるラジオと考えます。現在、試験機を製造会社から借りて調査しており、導入の可能性について研究していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 5番菅原理恵子議員の一般質問の2つ目「循環バスについて」お答え申し上げます。

はじめに（1）のバス路線について申し上げます。

潟上市には公共交通として、現在、秋田中央交通が運行する乗合バスと市が在来線の廃止に伴い運行を委託しているマイタウンバス、それに昨年度1年間の試行運転をしたわけではありますが、市内の主要な観光施設を巡る無料循環バスがございます。

それでは、市が運行の実施主体となっておりますマイタウンバス事業についてご説明申し上げます。

マイタウンバス事業につきましては、旧昭和町においては昭和63年に秋田中央交通の「豊川線」、それから「大久保線」、「岩瀬線」の廃止に伴いまして現在のマイタウンバス事業に移行しております。また、天王地区においては昭和59年の「塩口線」の廃止に伴いまして、町営バスに移行した後に、平成14年にマイタウンバス事業に移行しています。合併時におきましては、天王・昭和地区でそれぞれの事業として東北運輸局の許可のもとで運行されておりました。平成21年度にはバス運賃を天王地区の安い運賃、大

人は150円、子供は80円に統一し、あわせて昭和地区の利便性の向上を図りました。現在、潟上市内で運行されているバス路線については、豊川線・野村線・大清水線・塩口線・天王グリーンランド線の5路線となっております。

また、中央交通が運行する路線については、五城目線と追分線の2路線が運行されております。

合併時から5路線を基本にバス路線については変更はございませんけれども、通告書にあります「突然、バスが通らなくなってしまった」につきましては、野村線と大清水線の変更によるものと思っております。当該路線につきましては、平成20年度に平均乗車率が低いことと、野村と大清水線の両方の路線の経路が重複しているというようなことで、路線の経由地と運行本数の見直しを行いました。もちろん見直しにあたっては関係自治会と意見交換をしながら、平成21年度の4月1日から現在の路線に至っているというような経緯でございます。基準ということになりますけれども、これについてはまた後に申し上げますので宜しくお願いします。

それでは、(1)の1点目の「路線決定の基準について」お答え申し上げます。

バス路線及び便数の変更については、バスの乗降調査と運行地域の利用者の意見を聞き、「潟上市地域公共交通会議」を経て進めているというふうなことになっております。潟上市地域公共交通会議の委員の構成につきましては、一般の乗合旅客自動車の運送会社、これはまず秋田中央交通株式会社になります、と、一般自動車運送業者、これはタクシー会社、それから住民または利用者の代表、これは婦人の方、あるいは自治会の方々を指しております。それに秋田運輸支局、それから五城目警察署、秋田県地域振興局、市長の方で特に必要だと認められるものについては委嘱致しております、21人ばかりを委嘱致しております。必要に応じて会議を開催しておりますけれども、この「潟上市地域公共交通会議」の同意がなければ運行路線の廃止または変更ができないことになっております。今後の路線の変更については、「潟上市地域公共交通会議」を経て進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、利用者の数等の基準はあるか、あるいは何をもちいて基準とするかにつきましては、先ほど申し上げました中にもありましたが、平均の乗車密度、あるいは利用者数の動向、運行の経費、あるいは運行費の補助金の推移もでございます。それから、利用者から見た運行形態に対する意見等を総合して、まず判断致しております。

特に平均乗車密度につきましては、当該路線につきましては1台あたり平均乗者数が

1人を切っておりまして。0.1から0.9というレベルで推移しておりましてので、それらを参考にして決めさせていただいたということでございますので、宜しくお願いしたいと思います。

それでは、二つ目の「交通難民に対する施策について」お答え申し上げます。

マイタウンバスの維持費用は、運行先の秋田中央トランスポート株式会社への市の補助金が約2,700万円となっております。特定財源としては、県補助金が約170万円、それから運賃運行収入が約210万円であります。費用対効果を考慮すると、乗車率の低いところは運行の継続、あるいは廃止、あるいは代替交通を含めまして検討することになります。

また、豊川地内のマイタウンバスが乗り入れできない地域では、市の新たな生活交通システムを検討するために、平成22年度に5路線全ての乗降調査を行いました。さらにはデマンド型乗合タクシーの実施例の検証を行っております。平成23年度には、「生活交通アンケート調査」を実施し、その中でデマンド型乗合タクシーの意向も調査しております。今年度は豊川真形地区、それから草生土地域で、デマンド型の乗合タクシーの特性を説明しながら地域の意向を確認し、運行体制見直しの可能性について鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

それから、新たなシステム導入の検証にあたっては、利用状況の低い路線についても検討しておりますが、その導入時期については、乗降調査と地域の意向調査を経て、さらに運行を受け入れる側、これは事業者でありますけれども、の体制等について検討も必要であることから、時期については現状では、ただいまのところまだ明確にできないことでのご理解をひとつお願いしまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） それでは、質問の三つ目、ファミリー・サポート・センター設置についてお答えを申し上げます。

まず質問項目の前段にあります、保護者の緊急入院などで児童が保育に欠ける状況ということがあります。これにからんでの1と2のご質問かと思っておりますので、それに答えながらご答弁したいと思います。

本市では、保護者の緊急入院などで児童が保育に欠ける状況になった場合は、通常、保育園への入園や一時保育での対応となりますが、保育園の開園時間外の保育者不在時については、ファミリー・サポート・センターを利用することができます。このファミ

リー・サポート・センターというのは、市内の全域の方々が利用できるように天王地区の保健所センターにセットしております。このファミリー・サポート・センターは地域の子育てをサポートするための会員で組織させておりまして、約30人ぐらい、家庭の、この方々の組織の中で家庭の中で時間外の場合に託児サービス、サポートをするというものでございます。

また、保護者の入院などにより、家庭で誰も保育できる人がいない場合は、市では秋田赤十字乳児院、それから感恩講保育園、寺内にありますが、この2カ所で短期入所事業の契約を結んでおります。子供のこういう場合のショートステイのような形で保護をするという事業所でございます。この2カ所と契約を結んでおり、これらの施設に入所することも可能となっております。

ご指摘の1点目の「拠点センター設置」についてであります。子育てに関する地域拠点施設として市内3カ所に「地域子育て支援センター」を設置しております。子育て支援の相談窓口、子育て支援講座の開催、ファミリー・サポート・センターの運営等をしているところでございます。ご提案の「拠点センター」の設置については、今のところ考えておりません。

2点目の「児童センターの設置」についてであります。市では、児童が自由に出入りして遊べる施設として児童館を設置しております。これは朝8時から5時まででございますが、ご提案の「児童センター」の設置についても、先ほどの1と同様で今のところ考えておりません。これについては、先ほど秋田赤十字乳児院、あるいは感恩講保育園、こちらとの協定もあるということからでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 5番、再質問ありますか。5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） 1番の生命を守る防災・減災についての①なんですけれども、この避難場所経路については、避難場所へ行く時間帯とか交通量によっても違ってくると思うんですね。それで、私自身も26日、避難訓練に参加させていただきまして、一応、うちの方の自治会長さんしっかりなさっているので避難場所とかはきちんと決まっていたんです。避難場所から津波が来るということで、じゃあ高台の101号線のバイパスというんですか、ありますよね、そこに避難したんですね。それで一応そこで終わったんですが、本番となると津波でそこに、高台に上りました。じゃあ次はどうすればいいんですかということで、避難所として指定しております羽城中学校までじゃあ私歩いてい

こうかなと思って歩いていきました。そうしたら、大久保小学校まで行くと本当に下がっていくんですね、逆にね。そうすると避難所に行くまでに、行く必要がないんじゃないかと。じゃあ道路の上で本当に救助が来るまで待っているような状態になると。そうした場合に、そういうところをどのように市では考えているのかなということも1点と、そうですね、さっき言いましたように交通量とか本当に時間帯によっても違ってくるので、その同じ場所の避難所でいいのかという問題もあると思うんですが、この2点についてはいかがでしょうか。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 5番菅原理恵子議員の再質問にお答えしたいと思います。

避難場所は、やはりここで津波のハザードマップがあるように羽城中学校になっております。これは、この現時点での場所はどこが適しているかということで潟上市10カ所を指定したわけでありまして。最もこれで十分だとは私は思っていません。なので、皆さんおわかりのとおり、今年中に県で最大規模の地震発生を予測した浸水域が出ますので、それにあわせてもう一回見直ししたいと、そう思っております。

また、避難場所のそっちの件についてですが、これはみな全戸配布しております。平成18年に「わが家の防災対策」というところで、この後ろのところに避難場所の一覧表があります。これも当然、来年度中には見直しはしますが、今のところこういうところが避難場所として適していますよと。ただ、この中には津波の部分は入っていないということであります。これをまず参考にして、できるだけ高台に避難してほしいと、今のところはそういうふうに考えております。ただ、何度も言うように見直しは当然これからしていくべきだと、そう私は思っておりますので、宜しくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、部長が答弁しましたが、やはり今回初めてという感じで机上の、机の上の避難というのが否めません、私自身は。ですから、これから見直しするという点もそれらを踏まえて、今、菅原議員がおっしゃったように時間帯もあるし、それから上がったけれどもこれからどこへ行けばいいんだかというようなことも追跡といいますか、そういうこともまだ不備なような感じですか。これが完全にできるかという点も私も断言できませんが、いずれにせよ、そういうような訓練等の仕方も実際に即した訓練にし

ていかなければならないだろうという点で見直しもそういうことを考慮しなければならないと思っております。

○議長（千田正英） 5番菅原理恵子議員、再質問ありますか。

○5番（菅原理恵子） そうですね、やはり安全性をもった避難場所を是非検討していただきたいと思っております。

2番の地域の危険箇所の把握については、場所はどの辺なんでしょうか。先ほどご答弁いただきましたけれども、何カ所かあると言っていましたよね。危険箇所。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 質問にお答えしたいと思います。

危険箇所というのは、地域防災計画の資料の第56に一覧表が載っています。これを参考にしてほしいと思います。ページは、ちなみに182ページで一覧書いておりますので参考をお願いします。

○議長（千田正英） よろしいでしょうか。

○5番（菅原理恵子） はい、すみません。じゃあ次の避難所について移らせていただきます。

確かに耐震化は学校とかはなって、東湖小学校は最後にとということだったんですけれども、非耐震物って天井とか窓ガラスとかそういうものに対する耐震化というのは今のぐらいのパーセントで進んでらっしゃるでしょうか。やはり非耐震物ということで天井が耐震化されてないと、東日本もそうでしたが天井が落ちてきて命を失ったというようなケースも出てくるんですね。それで、この非耐震化構造物というその見直しも十分にさせていただきたいと思うんですが、この件に関してはいかがでしょうか。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 5番菅原理恵子議員の質問にお答えしたいと思います。

非耐震化のところについては、そのとおり、まだ耐震の診断は行っていない状況であります。ただ、これは順次、学校関係は計画的に耐震診断しておりますので、それに伴ってやる予定にしているようであります。ただ、そのほかのところについては、56年以降についてはいいんですが、56年以前ですか、それについてはやはりこれから少しずつ考慮にはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（千田正英） 5番。

○5番（菅原理恵子） 本当に早急に診断を行ってやっていただきたいと思います。対応していただきたいと思います。

それで避難所の備蓄は3カ所で、学校とか何か各避難所には今のところ検討しておりませんということでしたが、やはり東日本大震災を踏まえてこれもそうなんですけれども、備蓄庫と避難所が離れていたために備蓄庫の機能が果たせなかったという事例を通して、やはり避難所としております各小学校とか公共施設にもやはり備蓄庫が必要ではないかと思います。この点についてもお伺いしたいと思います。

それと備蓄のものに対してなんですけれども、小学校とかに、児童生徒さんに渡せるような備蓄品というものもあるのでしょうか。その辺もあわせてお伺い致します。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 質問にお答えしたいと思います。

3カ所の備蓄の場所があります。今言ったように防災センター、昭和、飯田川というふうにしておりますが、これは必ずしも避難場所を小学校、中学校にした場合、避難所に備蓄をしているのが適正かというのはちょっと疑問であります。というのは、そこもやはりもしかすればということもありますので、そこら辺をあわせて、前にも言ったように今年中に県のその災害のそれ出ますので、それを十分に検討して、こっちの面も考えていきたいとそう思っておりますので、宜しくご理解をお願いします。

○議長（千田正英） 5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） もしかしたらとおっしゃいましたけれども、もしものときのための備えだと思うんですね。そのためのお願いをしているんですが、いかがなのですか。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 質問にお答えしたいと思います。

確かに、もしもと、これは誰も今のところはわからない状況ですので、私も「もしも」ということを使ってしまいましたが、これは確定すると、やはりある程度の目処ができますので、その時点ではある程度明確な答弁ができると思いますので、今のところ、まだ予想というところでご理解願いたいと思います。宜しくをお願いします。

○5番（菅原理恵子） はい、わかりました。

じゃあ（3）の緊急災害時の対応について、情報は本当に命を守ることに直結していると思います。今年度予算で2基の屋外増設、防災無線のですね、計上をしましたけれども、本当に訓練当日なんですけれども、外にこう耳を傾けようが何しようが本当に防

災無線のそのサイレンすら聞こえなかったということなんです。それでやはり本当に音量調整していることは本当にわかっているんですけども、やはりこれは早急にまた調査をしていただければと思いますので、この点、宜しくお願い致します。それはそれでいいです。

②番の緊急FMラジオ導入についてですが、導入の可能性について本当に研究しているという、本当に前向きなご答弁をいただきました。これはやはり湯沢市、横手市でもう取り入れていまして、先日、横手市に視察に行っていました。やはり本当に地域ならではのFM局をつくっていらっしゃるということで、スポンサーは商工会をメインにして、スポンサー、今は本当に700件も募っているということだったんですね。それでやはり本当にもう利益を出していますということだったんです。やはり市民に対しての、市ではない連絡というかそういうのがあると思うんです。やはりそういうときにも使えるし、クマ出ましたとか、やはり地震だけでなく火災発生しました、幾ら防災無線に何ですか、電話コールでお知らせしますというシステムがありまして、やはり緊急時に対してはその防災無線に対しての電話というものはできなくなると思うんです。やはり焦って電話番号忘れたどうのこうのという問題も出てきますので、やはりありとあらゆる手段を使って、これは先回の私一般質問でも本当に尋ねた問題なんですけれども、やはり早急にこのFMラジオを考えていただきたいなと思っておりますので、どうか宜しくお願い致します。

1番に対しては、これで終わります。

2番の循環バスについてでございますけれども、やはり何ていうんですか、自治会長会でそれを打ち出して検討しているという答弁でございましたけれども、やはりその自治会長会で受けたものをその町内会、自治会員に知らせているかということが問題です。やはり先の防災訓練でもありましたけれども、自治会長から何の連絡もなく、やることもやらないこともわからないという本当にそういう方の声だったんですね。この循環バスもそうだと思うんです。委員会を立ち上げて、そこの委員会で検討してバス路線を決定しているということでしたけれども、やはりそれを本当に市民にどのように周知しているかと、そこはまるっきりバスが通っているんじゃなく、火曜日と金曜日だけ通っているという形であっても、やはり自分が医者に行く、どうのこうのというときにその足がないということはすごい不便だと思うんですね。やはりその自治会長会での打ち出しをどのように市民に周知していくかということ再度検討していただきたいと思っております。

が、その点はいかがでしょうか。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 菅原理恵子議員の質問にお答え申し上げます。

この路線の変更につきましては、平成20年9月4日に昭和南部、昭和西部地区の自治会長との意見交換をしております。その中でいただいた意見をもとにして、こちらの方では変更を進めていたというようなことでございます。

なお、21年4月1日のその運行に際しましては広報等で周知は致しておりますけれども、運行のその形態といいますか、表を見てもなかなかわからないところも多々あったと思います。そういうことからすれば、重複区間についてはどこからどこまでというふうなことをしっかり明示しながら、あるいはまた、その町内会の方に再度説明するというのももしかすれば必要であったのかなと反省しておりますので、この後はそういうことのないように致しますので、ひとつ宜しくお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 5番。

○5番（菅原理恵子） 宜しくお願い致します。

それと先ほどのデマンドタクシー、乗合タクシーの件なんですけれども、真形地域で説明したと、検討するというようなことでしたけれども、これは徐々に全地域の検討はしていくものでしょうか。それはどのように、早急にやっていただきたいと思うんですが、どのような形にしていくのかお知らせください。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 菅原理恵子議員のご質問にお答え申し上げます。

デマンド型の乗合タクシーというのは新しい取り組みでございます。秋田市の方にもやっている事案はありますけれども、なかなかそのシステムを構築するには非常に難しい部分があります。といいますのは、あらかじめの予約というそういうことが必要になってまいります。それから、豊川地区においては、それこそ今のマイタウンバスから中に入っていくという形になりますので、一方通行じゃなくてまた戻ってこなければならないというような非常に効率の悪い部分もありますので、そのあたりについてどのような形ができるのかということで、まず検証していきたいということで考えております。

それからあと、マイタウンバスが行っていないところもまずあるわけでございますけれども、やはりどうしてもそのやはりデマンド型タクシー、乗合タクシーをこの後採用するにあたっては、やはりそれだけの需要がないと非常に大変な部分もありますので、

それらについても、他の地域についても検討していくということで考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（千田正英） 5番。

○5番（菅原理恵子） ありがとうございます。

3番のファミリー・サポート・センター設置について移りたいと思ひます。

緊急入院等ということで先ほどおっしゃいました赤十字、あと感恩講というところを言っておりましたけれども、そこまでに行くのが大変だという、本当に緊急というのは緊急を要するわけで、そこまで連れていく人もいなければ見ている人が、見ている人がいないので連れていく人もいないという形だと思うんですね。それでやはりこの潟上にそういう、24時間対応とまではいかないとは思ひますけれども、そういう対応できるような施設がというかセンターがあればいいかなと思ひての提案でございました。これも横手市の例をとって申し訳ないんですけれども、やはり何ていうんですか、ファミリー・サポート・センターという横手市での取り組みでは、こちらで、潟上市でも取り入れていますサポート宅でのサポートとファミリー宅でのサポートは、ここ潟上市でもあるんですけれども、専用託児室ということで本当に24時間まではいかないけれども夜間10時までの預かりはしてますよというようなそういう預かり場所というか、それを必要じゃないかと思ひております。この点についてはいかがなものでしょうか。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 質問にお答えします。

緊急時のさらにその間の空間のところをどうするかというご質問と、それをさらに設置まで持っていけないかというお話だと思ひますが、先ほど横手市のお話がありました。横手にはトワイライトステイという県南愛児園というのがございます。ご承知かと思ひますが、横手市はこちらと契約をしておるということで、県内には3カ所よりないというお話なんです、時間は託児する場合は午後10時までよりできないそうです。それ以上の夜間はやってないということでした。

また、本市への設置に関しては、できるだけあることには越したことはないんですけれども、先ほどの赤十字の乳児院について、あるいは感恩講の保育園については、最大14日間、2週間ぐらい入所期間をできるということでございます。これをさらにまた超えるという場合については児童福祉施設ということになりまして、本市の福祉事務所の社会福祉課といひますか、こちらの方で親が子供を養育できない場合は児童相談所で一時

保護という形を取らざるを得ないということで、二段三段のところでは契約を結んだり、さらにこういう形を期間内に超えるという場合についてはこちらも採用していきたいということで、逆に言うと利用するという方々の未知数な部分がございます。と同時に、人口が余りこう多くないという、まあ変なんですけど、少ない市としては、やはり財政上、あるいはその需要を満たすことができるかどうかという未知数のところがあるので、そういう意味を込めて、今のところは拠点センター、あるいは児童センターについての設置は非常に難しいということで、地域の方々の、先ほどファミリー・サポート・センターの組織をつくりながら、とりあえずそれを時間的に無理なところについてはさらに延長させていくと。ぱちぱちとそこの時間で終わるということではなくて、そういう状況が起きた場合は随時さらに延長しながらもその場所には対応していくということでございますので、タイムリーにそこをやっているということではなくて、相手の対応に合わせてながら弾力的柔軟に採用していくということでございます。

以上です。

○議長（千田正英） 5番。

○5番（菅原理恵子） ありがとうございます。本当に延長というお言葉をいただきましたので、是非それを検討していただきながら少しでも長く見ていただける場をつくっていただければと思います。

申し訳ありません。ちょっと先に戻るような形になっちゃって申し訳ないんですが、これ言っておかなかったというものがありませんので、最後これを言ってから終わらせていただきたいと思います。申し訳ありません。

一番最初の地域防災計画の見直しについてなんですけど、大阪府の箕面市で取り入れております行政中心から行政と市民一体の防災体制づくりを致しまして、災害時特別宣言条例を本市でも取り入れてはいかがかということで、申し訳ありません、前後して申し訳ありませんが、これで終わらせていただきます。

○議長（千田正英） 一応それは要望として。

○5番（菅原理恵子） はい、要望です。ありがとうございます。

○議長（千田正英） これをもって5番菅原理恵子議員の質問を終わります。

お諮りします。昼食の時間にかかりますけれども、引き続き一般質問を進行してよろしいでしょうか。それとも昼食。

（「やれ、やれ」の声あり）

○議長（千田正英） 暫時休憩しなくてもいいですか。

じゃあ引き続き一般質問を進行します。

10番佐藤義久議員の発言を許します。

○10番（佐藤義久） 議場の皆様にはお疲れのこととは存じます。傍聴の皆様には早朝より御苦労さまです。少しの間、ご清聴をお願いするものであります。

私は、通告に従い2点について市長の所信と行政指導についてお伺い致します。また、このたびも発言のお許しが出来るか心配でしたが、削除はもとより何の忠告もなく一般質問の機会をいただきました議会に対し、まずもって御礼と感謝を申し上げます。

私は日頃より市長の言動に疑念を持ち、小首を傾けなければならないことは自問自答の連続で、自信喪失状態にも陥り、不安と不満をかきたてられる機会が多い状況を払拭する意味で前段いくつかの疑問と自問を申し述べたいと思います。

○議長（千田正英） 10番佐藤議員に申し上げます。質問の項目に従って質問を順次してください。

○10番（佐藤義久） 前文、だめなんですか。

○議長（千田正英） 質問の事項に従って、通告に従って質問してください。

（「暫時休憩」の声あり）

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

.....
午前11時26分 再開

○議長（千田正英） 再開します。

通告書に従って質問をお願いします。

○10番（佐藤義久） それでは、議長のご指示がありまして、企業誘致、企業サポートについてのご所信を尋ねてまいりたいと存じます。

1番目の通告しております企業誘致、新たに起こす起業サポートについて、（1）誘致企業「TDK羽城」の閉鎖に関して、閉鎖が公表され久しくなりました。これまでの間、風聞では従業員は平沢とか盛岡に通勤されると伺っておりまして、後に工場は解体し、送迎バスの発着所として活用するとのことでありました。不況で働く場がなく、失業や派遣での対応しかない市民が多く見られます。市としてはどんなアクションを起こ

したか、まずもってお尋ね致します。当該企業との何かしらの協議があったものと思いますのでお伺い致しますが、①協議内容をできる範囲でお聞かせください。②施設・用地の関係のお話はありましたでしょうか。③従業員の解雇や依願退職者の募集などはあるようですか。④従業員の相談窓口を市として設置の考えはありますか。

私の持っている情報では、6月30日に閉鎖し、残務製品の製造に費やし、10月には完全閉鎖とのことであるようです。従業員の失業を懸念してのことです。

7日の新聞報道では、にかほ市は異業種の設置「野菜栽培」に取り組み、これには県の支援があり、6月議会に助成が諮られるとありました。TDK羽城の施設は利活用するには十分で転用も可能な建物であります。⑤として、当市はどのように検討され対応しようとお考えをされておりますか、お尋ね致します。

2番目の道路改良についてお伺い致します。

2番目の(1)上町に計画している踏切新設についてお伺い致します。

21の会が市民との懇談の際にも意見がありましたが、このたびの議会報告会でも異口同音のご意見があったようです。地域に最初の説明会とか意見聴取をした際に、反対があれば事業は遂行できないとのが市当局のお話であったようで、話の内容は、円福寺の橋の新設と踏切は一体の事業とした説明であった。山神の町内としては、既存の踏切閉鎖だけの現状では袋小路になり、災害や避難などがクローズアップされている現代では、不合理、新設踏切に向けた抜け道新設道路を考えてほしいが、予算上無理とされては反対せざるを得ないとのことでありました。私たちが反対として事業推進を中断されては心外、責任転嫁はいたたまれないとのことでもありました。

①に、地域住民の声の反映はできないかお伺いするものであります。

②一方、宮の前に抜ける場所は、県道の幅員が8メートルと狭隘で、踏切までのランプがないと渋滞が予測され、町内からの出入りは困難になるものと推測できます。改善計画が必要であります。計画進捗状況をお聞かせください。

以上です。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 10番佐藤義久議員の一般質問の1つ目の「企業誘致・起業のサポートについて」お答えを致します。

「TDK羽城」の閉鎖につきましては、平成24年1月20日開催の臨時市議会で市長の行政報告をしております。また、平成24年3月開催の第1回定例会で岡田 曙議員から

一般質問がされております。その際に「工場跡地は、本荘工場までの通勤バスターミナルと従業員の自家用車の駐車場に活用し、それ以外は白紙の状態であります」と答弁しております。現在もその状況は変わっておりません。

佐藤議員からは5点にわたり質問が出されておりますが、工場の閉鎖が公表されてからTDK側からの要請もなく協議等も行っておりませんので、お答えできない事項がほとんどでございます。

ただ、4点目の「従業員の相談窓口を市として設置の考えはありますか」につきましては、TDK専用の相談窓口はありませんが、日頃からTDKだけでなく従業員や企業からの相談業務に対しては産業課で対応しておりますので、ご理解をお願い致します。

次に、二つ目の質問の道路改良についての「上町に計画しております踏切新設の進捗について」お答えを致します。

大久保踏切の改修計画と大久保小学校線の整備は、旧昭和町時代からの懸案事項であることは佐藤議員においても十分ご理解いただいていることと存じます。

本路線については、事業の立ち上げに先立ち、地権者・町内会等関係者の皆様に対して道路計画説明会を開催し、様々な意見をいただいております。その中で山神町内からは、馬踏踏切廃止による袋小路解消の要望が出されております。その他の意見とあわせ、市と致しましても現在地元住民の皆様のご要望に答えられるよう、JR・県などの関係機関と協議を進めているところでございます。

県道との接続部については、現在基本設計ができ上がった段階であり、今後、公安委員会や県道を所管する県と協議を重ね、市民にとってより安全な交差点の建設に努めてまいります。

また、先月11日に開催されました「昭和地区地域審議会」において、事業の早期実施を望む意見書を市長の方に出されております。事業の進捗により一層の努力をしてまいりたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 10番、再質問ありますか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 最初の誘致企業の関係では四つ目の窓口相談のみのお答えしかできないような状況だということでしたが、市長、TDK羽城の元社長の須田耕助さん、ご承知でしょうか。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 存じ上げません。

○10番（佐藤義久） そのようなご答弁が来ると思いましたが、なぜお伺いするかは、去る6月6日に須田社長が私のところを訪ねてこられまして、利活用を考えている企業の代表の方と待ち合わせして面談していきました。市長も須田元社長は面談したことがあり、ご記憶におありかと存じました。面談の際のお話では、須田元社長としては施設には愛着があり、解体して更地にするのは忍び難く、施設の利活用をご提案申し上げましたが、即答でお断りされまして。本来、TDKは市に供与し、市が企業希望者に対応などしていただければ、TDKは進出した誘致企業としてはこの上ないことで、通勤困難になった従業員の転職の斡旋なども共有できて、お互いに成果があるとの考え方のようでした。この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今質問で思い出しますけれども、実は岡田 曙さんの紹介で会った方がその方だと思います。そのときのいわゆるお話については、はっきり記憶しておりませんが、いずれ何が力が、行政の方で私が手伝えることがあったら何でもしますというようなやり取りであったと思います。その後、私はTDKの方から、もちろん来ないし、そのままにしておりました。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） 今、市長お答えしたとおりでありまして、本人も元社長だということも告げないままお会いしたようでありますから、そのとおりかもしれません。

市はTDK本社との関連を断ち切ることなく再進出の機会も期待しながら、ここは土地を賃借でと、交渉のテーブルにつくべきだったと私は思います。とすれば、潟上市としては企業誘致の一翼を担い、撤退企業にも新たな進出企業にも便宜を払い、衰退を未然に防ぎ、雇用の拡大を期待することができたのではなかったのでしょうか。今後、誘致企業、それから新しく立ち上げる企業のサポートの観点からご提案を申し上げて質問と致しますが、お答えをお願い致します。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） お答えしますが、窓口ということですが、当初、このたびの閉鎖ということで確か部長さんか総括何だか、説明に来ました。その際に私は、これからの従業員のこともありますのでくれぐれも宜しくというお願いをし、今度のことについて何でも御社といたしますかTDKの方であったら私もできるだけ協力しますということは申し上げました。

今、10番さんは、TDKの方で何か協力すれば、もともとその企業誘致をできるというお話ですか。趣旨。私はこう受け止めました。今は撤退するという事の中で、こちらの方へ企業誘致くださいということは、私としては今の段階では言えないと、失礼にあたります、こう考えてますけれども。質問の趣旨をもう一回お願いします。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） ちょっと理解していただけない点があるようです。いや私は、TDKが撤退しても新しく企業を起こす方がおれば、それなりに支援も必要だろうし、TDKさんとの借地関係を契約しておけば、つながりがついて、将来未来永劫、TDKがこちらへ来ないという保証もないし、来るという保証もないわけですが、工業団地に誘致したりも将来のことを考えればつながりを持っていった方がよろしいのではないですかということをお話して、新しく立ち上げる企業にもバックアップしていく考えがあるかお尋ねしたところですよ。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） そのような趣旨であるとすれば同感であります。

○議長（千田正英） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） それでは、ありがとうございます。

2番目の踏切の計画についてですが、基本設計もでき上がったということですが、いつの時点で私どもに諮るか、公表できるか、委員会でお見せいただいても構いませんが、その点、時期的なものをお話お願い致します。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 佐藤議員にお答え致します。

今の段階では、町内の方との要望等ございまして、そういうものも含めて今現在いろいろなところとこれから協議をするということですので、まとまっていないものを議会の方に報告するということではできませんので、ある程度方向が決まった時点で常任委員会等含めて報告を、予算審議の際には報告をしていくというふうな形になるかと思っておりますので、今の段階ではまだそのところは決まっておきませんので、公表できないということでございます。

以上です。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） いや、再質問したのは、基本設計はできておりますという先ほど

のご答弁だったので、いつ私どもに公表してくれるのかという時期的なものをお伺いしたわけですが、できてないような話だとすれば、先の答弁撤回ですか。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） お答え致します。

先ほどの答弁で「現在基本設計ができ上がった段階であり」ということで、今やっとできたという状況でございます。で、これから公安委員会や県道を所管する県と協議を重ねというふうな形で進めていくということですので、今後それが、今現在は概略設計、この路線をこういうふうな形で進めていきたいというところの設計ができた段階ですので、今後協議をした中で実施設計とか、それからそういうものがされる段階では、はっきりしたことができますけれども、今の段階では概略設計ですので、今後その内容が協議によっては変わってくるということでございますので、今の段階では公表できないということでございます。

以上です。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） ちょっと説明が理解できないような状況です。基本設計、本設計、例えば実施設計あるわけですから、手順あったら手順どおりに説明していただければ理解できます。今、部長の言われたことは理解しましたのでよろしいです。

○議長（千田正英） 以上で質問。

○10番（佐藤義久） はい。

○議長（千田正英） これをもって10番佐藤義久議員の質問を終わります。

昼食のため暫時休憩します。再開は1時20分から再開します。

午前 11時40分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（千田正英） それでは、休憩以前に引き続き会議を再開します。

14番藤原典男議員の発言を許します。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 日本共産党の藤原典男でございます。6月議会を準備されました市長及び職員の皆さん、本当に御苦労さまです。また、朝早くから議会傍聴に駆けつけました市民の皆さん、本当に御苦労さまでございます。

先の4月の大風被害にあたりまして農業被害の救援に対する、また、住宅リフォーム

への拡充補助に対しまして、市民から喜びの声があがっていることをお伝えしたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

一つ目は、国民健康保険証について伺います。

国民が健康で文化的な生活を営む上で健康保険証は欠かせないものです。国民皆保険の精神のもと、病気になり治療が必要となれば各種の保険証を使い、健康を取り戻すことができるように日本の社会の仕組みはそうなっております。高額な医療費がかかる場合でも、本人の経済的負担を軽くするために高額医療費の制度や医療費一部負担金免除の制度などあります。その中で、国民健康保険証を持っている場合と資格証明証の場合では、病気を治癒し、健康を取り戻す上で決定的な違いは自己負担の額が大きく違うこととなります。病院窓口での負担が3割負担と10割負担です。国民健康保険法の法律の趣旨とは大きくかけ離れ、国保税を1年間滞納すると資格証明証が発行されて、病院での窓口負担は10割全額負担しなければならず、受診抑制につながるものと思いますが、この点について当局の見解を伺います。

一つ目は、保険証がなければ受診抑制につながる、これについての当局の見解を伺います。

厚労省の発表では、2009年6月時点で保険税が払えない世帯は445万4,000世帯で、加入世帯の20.8%、短期証は120万9,000世帯、資格証明世帯は31万1,000世帯となっております。本市においても県内の市町村の中では資格証明証の発行世帯率は高い方です。厚労省は、窓口で医療費を全額支払えない経済状態の人に資格証を発行しないように通知を出しております。

二つ目は、資格証を発行されている世帯数、その状況を市長はどう捉えているのかお考えをお聞きしたいと思います。

受診を控え、我慢して、病院に行ったときはもう手遅れとなつては取り戻すことができません。医療技術の発達した先進国の日本で、お金がないために病院にも行けず死んでいくこのことは悲しいことであり、絶対あってはならないことだと思います。

資格証明証発行のゼロを目指し、各自治体は真剣に取り組みを強めています。広島市では、2007年10月1日時点で資格証明証の発行は8,271世帯でした。翌年の6月1日時点でゼロになったということです。その中では、面談をして支払能力があるのに払おうとしない人には資格証明証を発行するが、生活実態がわからない時点では短期証を発行

するという取り組みを行いました。さいたま市でも資格証明証の発行世帯全部を回り、相談に乗り、ゼロになったとありました。本市でも全世帯対象にした取り組みが必要と思われるのですが、どうでしょうか。

三つ目は、今お話ししましたように資格証明証発行世帯に対する思い切った取り組みについて伺いたいと思います。

四つ目は、悪質滞納者に対する当局の見解はどうでしょうか。緊急の対策として、受診抑制で命が縮まらないように、特別な事情のある方には引き続いて保険証を発行するとともに、そのようなことも広報でお知らせしたらと思います。

五つ目は、滞納対策として資格証明証の発行が有効でなく、保険証の発行が収納率の向上につながるとは思いますが見解について伺います。

大きな二つ目の質問に移ります。A E D（自動体外除細道装置）の普及と取り扱い講習について伺います。

心臓がスポーツ中の負荷などから突然止まる心臓の病気で、年間6万人の方が死亡しております。心肺停止状態になったとき、救急車が来るまでの5分間が生死を分けるとも言われております。その短い時間内で、すぐ近くにA E Dがあればそれを利用することは有効な手段ですが、近くになくとも心肺蘇生法で心臓マッサージをし、A E Dが届いてからそれを利用することも有効な手段のようです。これは普段からの訓練や練習などにより行えることであります。

心肺蘇生法もA E Dを使った救急救命も事前の経験、講習ですが、これがなければその場で100%の力を発揮することができません。実際あった話ですが、ある中学校で野球の練習中に男子生徒が胸部に打球を受けた際に心臓震盪が発生しました。この中学校にはA E Dが配置されておりましたが、その日はA E Dの使用法がわかる人がおらず、救急隊が来るまでの10分間、A E Dは使用されなかったということでございます。一命は取り留めたものの、いまだに意識が回復しない状態が続いているということです。

そこで質問ですが、一つ目、A E D取り扱い講習と心肺蘇生法の普及教育について、当局はどう認識をされているのでしょうか。消防署が中心となって講習を行っておりますが、まだ全市的な規模での取り組みにはなっていないのではないかと思います。この点について伺います。

二つ目は、A E Dの配置必要箇所はほぼ終了したのかどうか伺います。A E Dの設置について以前私も質問したことがありますが、その後、グランドゴルフ場や学校など市

民が出入りする箇所に対する設置はほぼ終わったと思いますが、この点についても伺いたいと思います。

その人を救えるのは、その人のそばにいる人、その現場にいる人が救えることとなります。全国の取り組みでは、中学生が講習を全員受けたとか小学生が講習を受けたとかありますが、保育園児もインターネットを見ると、小さな手で人形相手に心肺蘇生を行っている、練習している姿が見受けられます。この取り組みを通して、子供のときから人間の命の尊さを学んでいきます。本市でも小学校・中学校でこのような取り組みが必要と思われます。また、自治会でも取り組みを大きく広げていくべきではないでしょうか。

三つ目は、今お話ししました今後の小学校・中学校での取り組みについて。

四つ目は、町内会での今後の取り組みについて伺いたいと思います。

大きな三つ目に移ります。各町内会のごみ集積場のあり方について伺います。

住みよい快適な環境づくりは、市の取り組みだけでなく市民が自分の持てる力を発揮して取り組むべきものと思います。特に快適な環境づくりの面では、美観とともに衛生面でも問題のないまちづくりをしていくべきだと思いますが、4月の強風による影響で気になったことがありましたので問題提起させていただきます。

4月の強風による被害は、農業のビニールハウスや個人の住宅などに被害がありました。ちょっと飛びますが、その中で私はこのことについてこれでいいのだろうかと考えさせられたことがあります。あの強風で各町内にあるごみ集積場が風で飛ばされ、路上に転がっている様子を幾つか見ました。各町内会のごみ集積場は、新興住宅地であればプレハブ風であったり鉄枠であったり、または木の箱であったり、旧町であれば道路沿いのブロック塀にごみ袋を置いた後、網をかけるだけであったりと様々ですが、余りにも段違いのごみ集積場のあり方です。ごみ袋に網をかけるだけのものでいいのか。自然災害である風や雪の被害、カラス、犬や猫などの動物対策としてはこれでいいのかと疑問に思いますが、当局の見解を伺います。

一つ目は、各町内会によりごみの集積場がまちまちであります。衛生面で現状をどう認識しているのか。

二つ目は、ごみを各自が出す場合に最低限のルールがあり、守られていると思いますが、ごみ集積所の形状により市が指導していること、最低限の指導マニュアルは何でしょうか。

以上、大きく3点にわたって壇上からの1回目の質問を終わります。宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） それでは私から、14番藤原典男議員の一般質問の一つ目、国民健康保険証についての（1）と（2）についてお答え致します。

市では、国民健康保険加入者の負担の公平、国民健康保険財源確保及び財政安定を図ることを目的に、潟上市国民健康保険被保険者資格証明書交付に関する要綱を定めております。

資格証明書については、保険料を納付できない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであります。

納付相談等もなく滞納しており、資格証の交付対象となる世帯主に対して年2回、被保険者証返還予告通知を出しており、納付できない事情がある方については、弁明書や特別の事情発生届出書を提出してもらうように対処しております。

この予告通知により、約2、3割の方が納税相談に訪れ、分納誓約等を交わして短期証の交付を受け、約1割の方は弁明書や特別の事情発生届出書を提出しております。

しかし、残念ながら6割から7割の方は納税相談等に一切応じない世帯となっているのが現状であります。

24年4月1日現在であります。231世帯に対して資格証明証、399世帯に対して短期証を交付致しました。

ご存じのとおり、国保税はその世帯の所得に応じて税率をかけ、平等に課税をしております。医療機関等の窓口で医療費を払えない経済状態の人は何らかの事情があると思いますが、市では決して受診抑制するものではありません。そういう方々には是非、弁明書や特別の事情発生届出書を提出するなど、納税相談をしてほしいと思っております。

また、以前から、毎月最終日曜日には天王庁舎税務課で納税相談を行っておりますので、この後も引き続き広報等で周知してまいりたいと思っております。

（3）の方ですが、資格証発行世帯に対する思い切った対応についてのご質問であります。資格証の交付については国民健康保険法に定められており、交付にあたっては、ただ事務的に処理しているのではなく、先にお話致しましたように納付相談の機会を確保するためにも必要なものと捉えております。

資格証の交付後、納付相談により短期証に変わった世帯は約3割となっていることから、資格証をなくすことはできないものと考えております。

(4) ですが、悪質滞納者についてのご質問であります。市の税務課収納班で滞納者の実態把握に努めております。

悪質と判断された滞納者については差し押さえ等の滞納処分を行っており、それでも連絡のない滞納者は県の滞納整理機構へ徴収業務一切を引き継ぎしております。

(5) でありますが、「特別の事情がある方への保険証の発行と収納率」についてお答え致します。

繰り返しになりますが、新たに資格証明書の対象となる方へは保険証の返還予告書を事前に通知し、税務課収納班へ来庁するよう指導しております。来庁された方には、収入状況や生活状況の聞き取りをした上で減免申請の指導、分割納付相談の上、短期証を交付しており、滞納対策としての資格証明書の発行は収納率向上につながるものと考えております。

資格証明書世帯へは、これまでどおり催告書、電話での催告、戸別訪問を行い、納付指導により収納率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

次に、大きい二つ目ですが、一般質問の二つ目、「AED（自動体外除細動装置）の普及と取り扱い講習について」お答え致します。

私からは1点目、2点目、4点目についてお答え致します。

AED（自動体外除細動装置）とは、心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態になった心臓に対して電気ショックを与え、正常に戻すための医療機器であります。

平成16年7月から消防法の改正により一般市民にも使えるようになり、現在では空港や学校、公共施設など人が多く集まる場所を中心に設置されており、本市においても平成17年度から体育館・小中学校・各庁舎・各幼稚園・保育園などを中心に年次計画にて設置してまいりました。

1点目のAED取り扱い講習と心肺蘇生法の普及教育の全市的な取り組みについてお答え致します。

人間の脳は2分以内に心肺蘇生が開始された場合の救命率は90%程度ですが、4分では50%に下がり、さらに5分では25%程度になります。救急隊が現場に到着まで

は約5分程度かかります。現場に居合わせた方による心肺蘇生法が行われるかどうかは救命率を大きく左右致します。心肺停止状態の方を救うのに心肺蘇生法の普及は大きく寄与すると考えられます。

現在、救命講習は消防本部と日本赤十字社で行われており、当市の場合は男鹿地区消防及び湖東地区消防で毎月定期講習会を実施しております。PRにつきましては、市広報に実施日を掲載して普及に取り組んでおり、また、希望団体等には指定場所に出向いて講習会を実施して普及に努めておる状況であります。

2点目のAEDの設置状況についてお答えします。

市内各施設へは、昨年度までに38施設に設置しております。今年度は天王公民館ほか6カ所、スポーツ関係施設2カ所へ設置する予定となっております。

続きまして、4点目の町内会での今後の取り組みについてお答え致します。

今までに消防署の救急救命士を講師に招き、市の庁舎職員、各施設職員、各種団体への講習会を実施してきており、今後も消防本部と連携して一般市民を巻き込んだ講習会の機会を企画し、多くの方々が使用できるように進めてまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（千田正英） 鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） ご質問の3点目の今後の小中学校での取り組みについてお答え致します。

小・中学校の保健体育の授業の一環として、救急救命に関する学習が行われております。中学校では2年生で応急手当についての授業があり、心肺蘇生について学習しております。消防署の協力により、AEDを使用した救急救命の実習も行っております。小学校では、カリキュラムには実際に応急手当についての学習はありませんが、緊急時の行動について学級指導を行っております。

なお、保育園と幼稚園においては、日常保育の中で、発達段階に応じて、まず自分の身を守るといった安全・事故防止指導を計画的に行っております。

今後は、こうした安全教育の中に実際の心肺蘇生の講習を組み入れることなどについて検討してまいりたいと思っております。

教職員についても、各校及び園において救急時の対応マニュアルを作成して全員で確認するとともに、全職員がAEDの取り扱いができるよう、講習会を定期的を開催しております。

今後も、職員の研修を計画的に実施し、体制を整えてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 国民健康保険証については今部長が答弁したとおりでございますが、資格証明書の件について、14番さんからは広島市とさいたま市の事例が出ました。これについては、14番さんは全世帯対象にした取り組みが必要と思われるということでございますので、せっかくのご提言でございますので、とりあえずはまず担当の方で研究勉強させていただくと思っております。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） それでは、引き続きまして三つ目「各町内会のごみ集積所のあり方について」お答え致したいと思います。

現在、本市には726基のごみ集積所が設置されており、市民は市で定めたルールに従って出されたごみを市指定の業者が収集しております。

これらのごみ集積所については、各自治会において設置場所等を自主的に判断し、自治会が必要な数を用意し、設置しております。その多くは空き地の一部を借用し、小屋型もしくは箱形の集積所を常設しております。しかし、住宅密集地や幹線道路沿いなど、地域によっては固定式の集積所を設けることが困難な地域にあつては、ごみ袋に動物除けのネットを張るなど簡易な集積所となっております。こうした簡易な集積所を設置している地域においては、衛生面に配慮して収集時間を短縮するなど、カラスや猫等の動物の被害を極力減らすよう各自治会において努力しております。

また、ごみの出し方のルールについてであります。平成23年4月に改訂版「ごみの出し方便利帳」を全戸配布し、市民に啓発しております。これは、ごみ集積所の形状別にルールを定めたものではありませんが、地域ごとのごみ収集日はもちろん、生ごみの水切りや袋が破れないよう配慮することなど、簡易な集積所であっても衛生面で問題が生じないように注意すべき点を掲載しております。

今後も、この便利帳に基づいてごみの出し方について指導・啓発を行うとともに、自治会や収集業者との打ち合わせを密にし、集積所の新設・移設の協議があつた際には市有地の貸与等も検討するなど、衛生保持・景観美化に努めてまいりますので、ご理解・ご協力のほど宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（千田正英） 14番、再質問ありますか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） まず国民健康保険証の（1）保険証がなければ受診抑制につながるというふうなことについてなんですけれども、いろいろ当局から丁寧な説明ありましたがけれども、6割から7割の方が納税相談に応じないというふうなこともお話しされました。それから、市では決して受診抑制するものではないというふうなことも答弁の中でありましたけれども、私はやはり保険証がなければ受診抑制につながるんじゃないかというふうなことの見解です。といいますのも、やはり保険証がなければ10割負担です。いろいろ税金が払えない人が、払えない人がですね、病院に行って10割、その都度その都度、5回行かなければいけないものを、5回もね、10割負担してもいいから行くというふうなことはないと思うんです。やはり行かなきゃいけないものを1回にするとか、あとはもう少し我慢して様子を見るとかいうことでは、やはり保険証がなければ受診抑制につながるというふうなことだと思いますけれども、この点についても一度見解をお願い致したいと思います。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 14番藤原典男議員にお答えします。

確かにそういう傾向にはあると思いますが、市としましてはやはり資格証明証の交付に関する要綱というものがありますので、これに準じてやっていきたいと、そう思っております。この中には、あくまでも悪質な滞納者に対しての資格証明証を発行すると、そういう文言がありますので、それに基づいて実施していくと。優良というかそういう悪質でない人に対しては、やはり面談に応じてもらっていろいろこう相談を受けて、それで短期証に切り替えてもらうと、そういう方法等もありますので、いろいろ模索しながらやっていきたいとそう思っておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 今後の取り組みについていろいろお話しされましたけれども、私はここの中で言いたいのは、保険証がなければ受診抑制につながるというふうな私は見解持っているんですが、当局ではそういうふうには思わないんですかというふうなところを問うておるわけなんですけれども、そこら辺についても一度お願いします。

私は、やはりお金を10割払うとなればね、我慢して行かないとかそういうふうなことで受診抑制に絶対つながっていくし、あと、我慢して行った最後にもう手遅れだった、これはやはりいろいろな全国の中でもそういうふうな例がありますから、これはもう受

診抑制につながるの間違いはないと思うんですよ、保険証がないということはね。この保険証がなければ受診抑制に私はつながるといふふうな見解ですけれども、当局ではそのように思われているのかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） ただいまの質問にお答え致します。

確かに言っていることはわかります。それで、この中で今要綱の中に書いているんですが、資格証明証の交付等についての1、2、3、4つの条件等があります。この中では、納付相談及び指導に一切応じない者とか、納付相談及び指導の結果並びに所得・資産・生活状況等に関する十分な負担能力があると認められる者とか、こういう人に対しての資格証明書でありますので、弱い者をいじめるとかそういうような考えは一切ありませんので、そこら辺、やはりこういう悪質な者に対しての資格証明証だということをご理解願いたいと思います。決して受診抑制のためのその資格証明証を発行しているのではないということをご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 単純に、この最初のところに書いているように保険証がなければ受診抑制につながるということをご見解、私聞いているわけですけれども、これ以上はよろしいです。そういうふうなことも今後取り組んでいくというふうなことで、まずよろしいです。

そうすれば2番目、資格証明証を発行されている世帯数とその状況を市長はどのように捉えているかというふうなことなんですけれども、世帯数とか、それから短期証のことは数含めて聞きましたけれども、私ここで聞いたかったのは、こういうふうな状況、市としてはどういうふうに捉えているのかというふうなこと。結局、何というんですか、深刻な状態だとか憂う状態だとか、それからあと、これも早期に解消しなければいけない、そういうふうに思っているとか、そういうふうなことも含めてその今の状況をどのように判断して捉えているのかというふうなことをお聞きしたかったんです。お聞きした趣旨がちょっと違うような感じがしたんですけれども、改めてもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

こういうものに対してどう捉えていくのかということではありますが、国保世帯の世帯数から見て資格証の発行のパーセントというのは4.55%であります。短期証が7.9%と、そういうふうになっております。これはあくまでも今お答えした231世帯の資格証、399世帯の短期証をベースに計算しておるところであります。この数字を見てどう思うかということではありますが、やはり私はこの資格証、ただいま何回も申し上げておりますが、資格証を発行するには悪質な人に対しての資格証発行ということを考えておりますので、やはりそこ……決して低い数字だとは思っておりません。ただ、ここ幾らかでも減らすような努力はしたいと思っておりますので、そこら辺、宜しくご理解をお願い致します。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 国保財政については、はっきり言って厳しいという認識を持っています。今回は平等割という6,000円を一律下げるということでございますが、医療費が高いということも事実であります。保険料が高いということは医療費が高いということに通ずるわけです。ですから、私たちは健康生活も含めて医療費の抑制というものを第一義的に頑張っているわけです。そして、徴収率も決して高くはないです。低いんです。ですから、4人の臨時職員の方々を県からの助成をいただいて徴収率向上に努めていますが、まず第一に国保財政で考えることは、医療費をいかに下げるかということの努力をするということと、徴収率を上げるということの2点に尽きると思っています。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 単純に、まずお聞きしますけれども、やはり健康保険証、みんなが市民が持って、健康について心配ないというふうな状況を早くつくりたいのか、それともそういうふうに気持ちがないのかという、そこを聞いたかったわけなんですよね。こういう状況をこう見てどういうふうにつけるかというふうなところ。そういう点ではどうですか。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 先ほど保険証がなければ受診率の抑制につながるという見解を求められましたが、そう思いますよ。いろいろ14番さんの提言、あるいは要望もありますが、私たちは日本は法治国家だと。したがって、私たちはもう潟上市独自でそういうことを制度をやっているわけではありません。国の方針に従ってその事務的な作業をしていくということもご理解いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 2番については、まず大体わかりました。

そうすれば、3番のところの資格証明証発行世帯に対する思い切った対応ということで、先ほど部長の後に市長の答弁がありました。これやはり思い切った、早期にこういうふうな解決しているところもありますので、取り組むというふうなことをお話ししましたけれども、壮大な規模で私はやった方がよろしいのではないかと。この後いろいろ勉強するというふうなこともお話ししましたけれども、今の言ってみれば収納課だけでやはり対応はできないんじゃないかなというふうに思いますけれども、そこら辺の構想もしありましたら部長の方からお話していただきたいなと思います。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） ただいまの質問であります、その範囲については私が答えることができませんので、宜しくお願ひしたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 収納の体制ということでございますが、今、私たちは少ない人数の中で、職員の中で鋭意その職責というものを考えながら人事配置しているわけですが、先ほども広島とさいたまの件ということも、やるとすれば膨大な作業になると思いますが、それを考慮しつつ、やはり少数精鋭主義にしながらでも収納体制というのは潟上市の国保税のみならず一般税そのものの収納率の向上は一つの大きな目的でありますので、その辺を考えながら人事体制を進めていきたいと思ひます。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 私、今、収納体制というふうなことでお話ししましたけれども、要するにそういうふうな取り組みをしながら保険証を早くみんなに、できるだけ多くの市民の方に発行していただきたいというのがまず私の質問の要旨なんです。この点についてはまず終わりと致します。

四つ目のところ、悪質滞納者は支払う能力があっても支払わない方であり、納税相談に応じない方とは区別すべきではないかというふうに思ひます。いろいろ督促状とか通知やってもね、前々のその滞納があつてなかなかやはり通知が来ても相談に、それをどうするのかということに応じない、応じられない方が私は大半だと思うんですよ。ですから、その方はじゃあ実際に支払う能力があるのかないのかというふうなところを見れば、もっとこう対面でのお話の中から、この人お金あるのに払わないよつていうふうなことと、それから通知出しても話に応じない、そういうふうな方とはやはり前々の滞納

との関係もあってなかなか応じきれない人もいるので、それはそういうふうな方と、お金があっても払わない人はまた区別してね、当局で対応すべきじゃないかなというふうに思いますけれども、これについての見解はどうでしょうか。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） ただいまの質問にお答え致します。

確かにお金があるのに払わないとか面接に応じないとかそういう方がおります。そこはやはり区別して、やはりちゃんと別の滞納処分等を税務の方で考えておりますので、例えば差し押さえ等、給料であれば給料の差し押さえ等、いろんな動産の差し押さえ等とかありますので、そこら辺で対応していかざるを得ないと、そう思っておりますので宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 四つ目については終わります。

五つ目、特別の事情がある方への保険証の発行と収納率ということなんですけれども、ここでは収納率を聞いているのではなくて、どういうふうに関係があるのかというふうなところをこう聞いているんですけれども、もう一度、もう少しこう立ち入った説明を宜しくお願い致します。五つ目のところです。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） お答えしたいと思います。

前にも申し上げましたが、やはり悪質関係についてですが、この税関係というのは被保険者間の負担の公平、国民健康保険税の財源確保及び財政安定を図るというのが大目的であります。それで、これを踏まえましていろんな健康保険はどうすべきかということを検討してやっております。やはりそこを大前提としてやっておることをご理解願いたいと思います。宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 資格証明証を発行しても、決してじゃあ資格証明証になったから私お金払って普通の健康保険証もらいたいということでの資格証明証を発行した中での収納率が根本的に上がるかといえば、一部分については上がるでしょうけれども、やはりこの根本的にはそこは上がらないと思うんです。つながらない。そういう点では逆に保険証を発行してね、それで収納していただくというふうなことが私はよろしいんじゃないかなというふうなことで、ここで問題提起したわけです。この点についてはまずよ

ろしいですので、次に移りたいと思います。

AEDの関係なんですが、1番のところ、AED取り扱い講習と心肺蘇生法の普及・教育について当局はどう認識されているのでしょうかというふうなことについて、はっきり言いまして取り組みはこれからだと、遅れていると、ようやく設置したばかりだと、そういうふうな認識になるのかどうかということをもまず私は問いたいわけです。その点についてどうでしょうか。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） AEDの件についてのご質問にお答え致します。

これでは遅れているのではないかと、AEDの普及が遅れているのではないかとのお話でしたが、ちょっと調べましたところ、男鹿湖東署管内で救命救急の講習をやったのが63回やっています。人数が924人。そのうち潟上市の開催については13回、人数が298人という数字をいただいております。これを見る限りは月に1回以上やっているということですので、遅れているという感覚ではないと私は思っております。

以上です。

○議長（千田正英） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 普通に正常に生活できる方がいろいろ話すればわかるような、いろいろ何というか処置できるような人の人数から見れば、今お話しましたけれども298人というのはね、やはりまだ市民のものになってない、心肺蘇生法も含めてAEDの取り扱いがね、まだ市民の中に浸透してないなというふうに思います。そういう点では、やはりここからが今スタートなんだよというふうな気持ちに立ってね、なることがまず進める上での非常に重要なことだと思うんですけども、その点について伺ったわけですけれども。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） ただいまのご質問にお答え致します。

まだ市民に浸透していないという話でしたが、これはそのとおりで思っております。ただ、300人弱でありますので数字的に見るとまだ数パーセントというふうでありますので、これからも消防署関係と連絡を密にし、自治会等もあわせながら連絡して講習会をどんどん開いて、一人でも多く参加できるような方法を考えながら講習会を実施したいと思っておりますので、宜しくご理解をお願い致します。

以上です。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 1についてはわかりました。

それから、2のところなんですけれども、配置必要箇所ほぼ終了したのかということなんですけれども、終了したというふうなことでよろしいですか。先ほど追加で38施設、公民館含めて6つ、あとはスポーツ関係でもう2カ所というふうなことでの答弁ですが、ほぼこれで設置は完了というふうなことになりますか、そこら辺についてはどうでしょう。

○議長（千田正英） 鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） 教育委員会の立場の方からの見解を説明させていただきます。

教育委員会の施設では、23年度までには小中学校、幼稚園、保育園、それから体育館とか合わせて29カ所設置しております。24年度中に天王公民館、あるいはふれあいスポーツ会館とか合わせて8カ所を計画しております。これで大体の施設をまず網羅することになりますけれども、基本的には市民の皆さんの利用頻度の多い施設にAEDを計画的にこれまで整備してまいりましたけれども、これで果たして十分かということだと思います。例えば野球場については、まだ配置しておりません。ただ、これは、野球場は利用時間が限られておりますので、そこに配置することについては今後検討していきたいと思っておりますけれども、今現段階では大会等が行われる際には教育委員会の方でAEDを準備しまして、緊急時に備えたいと思っております。今後についても施設どこに置くかについては、これからもう少し検討してまいりたいと思っております。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） そうすれば（2）のところは、ほぼ終了したということによろしいですか。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 終了したという断定することはできないと思います。今後もこの各施設の状況を見ながら充実してまいりたいと思っております。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 2番については了解致しました。

それから、3番目の今後の各小学校・中学校での取り組みについて伺いたいと思います。

特に小学校・中学校の中でのスポーツやっている方、クラブで、その方はやはり最優

先だと思っんですよね。いつ運動している中でのその心臓停止ということもあり得るので、まずそこら辺からやるべきだと思っし、それからまた教職員については、これはやはり年柄行事、年中行事にしないと、その場その場でというふうなことになると思いますとやはり忘れてるとかいろいろあるので、いつもこう、いつでも対応できるような体制、そういう点ではそういうふうな年中行事、子供さん含めてね、そういうふうなことの認識をされているのか、取り組みについて伺いたっと思っします。

○議長（千田正英） 鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） ただいまのご質問にお答え致します。

小中学校では、先ほどお答え致しましたけれども中学校の方では授業の中でAEDを実際に使っって指導してあります。ただ小学校では実際に使っった授業はありませんけれども、今後、安全教育の中で実際それを使っって指導していきたくっと思ってあります。

学校での一番ご心配なのは運動中での事故だと思っしますけれども、一応学校にはAEDが全部配置されてありますので、指導者を含め、あるいは保護者の皆さん、あわせてその使用についてこの後も研修や講習をしていきたくっと思っします。

ご指摘の中に幼稚園、保育園児についても心肺蘇生のというお話もありましたけれども、心肺蘇生法というのは非常に正確な判断や技術が必要でありますので、その小さな子供さんが果たして正確なことができるかということとは少し疑問がありますけれども、この蘇生法を正しく早く小さいときから覚えておくことによっって、大きくなってから本当に緊急のときに躊躇なく実行できるためにも、小さいときから目で見て体で覚えておくことが大切でありますので、幼稚園、保育園児についても今後検討していきたくっと思ってあります。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 今の（3）のことについては了解しました。

四つ目の町内会での今後の取り組みについて、私はこれ一番大事だと思っんですけれども、是非、消防の方で講習やる、ですから来てくださいということじゃなくて、各町内でやはり自主的にそういうふうなものを計画してそこに出張して行くというふうな私は体制が必要じゃないのかなというふうに思っしますけれども、これについての見解を宜しくお願ひ致します。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） ごもっともなことです。

○議長（千田正英） 14番さん、一応、AEDの今後の配置と検討については、前向きに今度検討していくということでご理解いただけないでしょうか。14番。

○14番（藤原典男） AEDの全部の項目については了解致しましたので、町内会のごみ集積場のあり方について伺いたいと思いますけれども、網をかけたままの状態のままではいいのかなというふうなことを感じておりますけれども、これについては特別問題ないとかというふうな、時間帯なんかも考えてやるとかというふうな答弁ありましたけれども、これについては特別衛生的な問題ではないというふうにご判断されているということですか。

あと、各自治会が自主的にやっているというふうなことはやはり尊重しなければいけないので、この点については私は了解しますけれども、1点についてもう一度お願いします。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） お答えします。

地域によってはやはりそのまま置いてるという簡易的な集積所があります。それは最初に答弁したとおり、そういう場所については収集場所を短縮するか時間を決めて短時間に収集してもらうという方法等をとっております。ちなみに、ごみ収集所の割合なんですけど、昭和飯田川地区で2割程度、この簡易的な集積場があるというふうには私どもは捉えております。

以上です。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） どうもありがとうございます。

○議長（千田正英） これをもって14番藤原典男議員の質問を終わります。

次に、4番藤原幸作議員の発言を許します。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） このたびの定例会におきまして一般質問の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。4点の14項目にわたりまして質問致しますので、宜しくお願い致します。

1点目の新庁舎設計に当たって。

石川市長の行政報告によると、基本設計の業者選定のための新庁舎設計業務プロポーザル審査委員会が既に開かれており、7月末までに設計業者を選定することとなります。これに伴い、新庁舎建設設計と組織にかかわる5項目について市長の所信を伺い

ます。

一つ目、新庁舎建設後の3地区窓口内容はどのようになりますか。期間限定の考えは。窓口業務の内容については、行政組織のあり方として検討済みと存じますが、どのような所掌事務、人員配置となりますか。また、現庁舎には証明書自動交付機が設置されており、将来的には庁舎以外の場所で設置される可能性があり、納税もコンビニも想定されます。このことから窓口業務は期間限定かと問うものであります。

二つ目、飯田川保健福祉センター、天王保健センターの機能はどのようになりますか。健康活動の前線として両センター合わせ8名体制で活躍しておりますが、組織活動などをどのように再編されますか。

3番目、地域包括センター組織のあり方についてどのような方向づけをしますか。センターは介護支援事業として、介護予防、要介護状態にあっても重要性は一段と増してきております。市民の利便性から委託方式も考えられますが、将来とも新庁舎集中の考えでありますか。

四つ目、議会スペースについて議会との協議についてどのように考えておりますか。このことについては一切議会との協議がないので理解できません。設計ができ上がってからでは遅い。議会の意向を問うべきと考えますが、今後どのように運びますか。

参考までに申し上げますが、当この議場につきましては平成8年にこれは建築したわけでございますが、その前に議会の全員協議会でもっていわゆるこの対面方式か演壇方式か、それから学校配列方式か今のような形の配列かというふうなことを議会でいろいろ協議した経緯がございます。そして当時の千田町長、佐々木助役も、副議長もおりますけれども、当局の方で議会の意向を取り入れるという経緯がございます。この対面方式は、当時は秋田県では象潟町議会が平成5年に建築しておりますので、そのことは私どもは九州の方は資料を取り寄せたというふうな面もございまして、非常に当時はニュースにもなったというふうな面があるわけでございます。そういうふうにより議会と当局は一体となってすばらしい庁舎をつくるというふうな信念が非常に大事だろうというふうに思います。

五つ目、水道局・上下水道課事務所の昭和庁舎利活用の検討についての考えはありますか。

震災など大災害のときに、市民の命にかかわる水と下水処理は、インフラの最も高い緊急性があります。この部分について新庁舎集中から分散することが、災害対策に強い

まちづくりとなり、市民の安全・安心、市への信頼につながるものと確信します。設計発注を控え、市長のリーダーシップを期待するものであります。

項目の2点目の防災対策についてであります。

県民防災の日にあわせて実施した潟上市総合防災訓練については、市長の行政報告にあります。訓練の課題と評価を今後に生かしていくことが肝心であります。防災対策として3項目について市長の所信を伺います。

一つ目、地域自主防災組織の育成、地域防災計画の樹立をどのような行程で対処しますか。

市長の行政報告の中で、「自主防災組織の育成により、市民の防災意識の高揚を図ってまいります」と述べております。また、平成19年3月制定した潟上市地域防災計画にも、防災行動力の促進として自主防災組織等の結成並びに育成が掲げられております。当時は震災よりも防火が主体の感がありますが、事は急ぐべきであります。具体的な行程の行動指針をどのように進めますか。

二つ目、昭和56年以降建設の学校等の公共施設の耐震診断の予定は。

昭和56年（1981年）に地震に強い建物の設計基準をつくるために建築基準法が大幅に改正され、改正以前の既存建築物は既存不適格建築物、以後の建築物は新耐震基準と呼ばれ、阪神淡路大震災の建物被害が大きかったことから、建築物の耐震改修の促進に関する法律、耐震改修促進法が制定され、国の補助によって改修が促進されてきております。市民は新耐震基準構築物について、かつて構造計算書の偽装があったことなどから不安がよぎるものと見られます。耐震診断の実施についてどのように対処しますか。

三つ目、羽城中学校の非常時避難階段の改修についてどのように検討しておりますか。

潟上市津波ハザードマップの昭和地区避難場所は、元木山公園と羽城中学校の2階以上となっております。5月26日の防災訓練には、学校の2階・3階に避難したと聞いております。この避難は大変危険であります。非常口が中庭についているからであります。震災や火災のときは人命にかかわる大災害となることが想定されます。早急な改修が必要と存じますが、どのような検討をしておりますか。

大きな3番目、職員の厚生福利と健康管理について。

この質問は、人事管理に関するもので恐縮していることをあらかじめ申し上げますが、地方公務員法の目的にある地方自治の本旨の実現に資するためとありますので、人事管理の一環として尋ねるものであります。

市の職員は、シンクタンク（頭脳集団）機能を持った市長の事業執行を司る優秀な人材であり、宝の人材でもあります。しかしながら、近時、前途有為の働き盛りの職員が病死、自死、自ら死を選ぶということなどによって職場から消えることは誠に残念でなりません。健康管理は自己責任であることは当然であります。3項目について市長の所信を伺います。

一つ、職員の厚生に関する計画をどのように実施しておりますか。

地方公務員法の第41条には、福祉及び利益の保護の根本基準として、職員の福祉及び利益の保護は、適切であり、かつ公正でなければならない。第42条厚生制度では、地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないと規定しております。潟上市の計画と実施状況はどのようになっていますか。

二つ目、職員の健康診断、人間ドック等の実績と管理をどのようにしておりますか。

現在の実績と管理及び今後の新管理手法があれば示していただきたい。

三つ目、心の健康に対するメンタルヘルス（精神衛生）についてどのように対処しておりますか。また、今後の重点的な施策について検討しておりますか。

厚生労働省は、自殺、うつ病など現代社会のリスク軽減のためにメンタルヘルス（心の健康）検査の法制化を図ろうと国会に労働安全衛生法改正案を提出している。また、県自殺予防対策推進会議はメンタルヘルス講習会を開くと報道されている。心の健康問題の対応は難しい要素もありますが、市はどのような検討をしておりますか。

大きな項目の4番目、公民館事業について。

公民館の目的は、社会教育法において、住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の進行、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定められております。設置は市町村と決められております。また、潟上市総合発展計画においても、地域の生涯学習の拠点として、日常活動を支援しますと公民館事業の充実を記述しており、これらをもとに今日まで公民館活動の果たしてきた役割は高く評価するものであり、少子高齢化社会に入って今後ますます重要性は増すものと思います。反面、人員の削減等もあり、事業活動、多様な市民ニーズに応えられる体制にあるか懸念するものであります。これらを踏まえて3項目について教育長の所信を伺います。

一つ、公民館及び分館活動の現状と課題をどのように捉えておりますか。

社会教育法に運営の状況に関する評価等が定められており、その結果に基づき、改善措置を講ずるよう努めなければならないとありますが、現状はどのようになっていますか。

二つ目、公民館主事の設置についてどのように考えておられますか。

社会教育法には、公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができるとあり、潟上市公民館条例では主事設置はありません。しかし、施行令では分館に主事を置くことができると規定されております。本館に主事がなく、分館には置けるというのは、社会教育の一貫性が欠けるのではないのでしょうか。

三つ目、天王公民館の耐震診断数値はどのようになっていますか。また、新築についての将来事業計画はありますか。

天王公民館の建設は昭和44年（1969年）であり、築44年であります。社会教育法第21条によると公民館の設置は市町村であります。老朽化施設に対して教育委員会はどのような方針であるのか尋ねるものであります。

以上です。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 4番藤原幸作議員の一般質問、一つ目の「新庁舎設計に当たって」について私から答弁を致します。

二つめの質問については教育長と市民生活部長が、三つ目の質問については副市長が、四つ目の質問については教育長がお答えを致します。

一つ目の新庁舎建設後の3地区窓口内容及び期間限定の考えについてお答えを致します。

新庁舎建設後の3地区窓口につきましては、定例会初日に皆様に配付致しました潟上市現庁舎等利活用検討委員会から提出されました「現庁舎等利活用に関する報告書」の2ページに窓口機能の配置計画として記載されております。

本庁舎、追分出張所のほかに現天王庁舎周辺に1カ所、昭和地区、飯田川地区にそれぞれ1カ所窓口を設置することとし、追分出張所と同程度の事務を行うこととしております。

市では、報告書を貴重な提案として、この後3地区窓口設置場所を決定することとしております。

また、3地区窓口の設置期間については、当面実施することとしておりますが、現在、

証明書自動交付機に戸籍関係の証明書を発行できるよう手続きを進めているところであり、証明書自動交付機の機能拡充による利用状況等を勘案し、検証の必要があるものと考えております。

次に、二つ目の飯田川保健福祉センター、天王保健センターの機能についてお答えをします。

新庁舎の基本的な考え方としては、本庁舎に事務を集約することとしておりますので、保健センターの職員についても本庁舎に配置し、各地域での事業等の実施にあたっては飯田川保健福祉センター、天王保健センターを実施会場として使用することになると考えております。このことにつきましては、「現庁舎等利活用に関する報告書」4ページに昭和庁舎の利活用案の一つとして記載されておりますので、今後検討することとなります。

次に、三つ目の地域包括支援センターの組織のあり方についてお答えをします。

介護支援事業の事業概要を検討し、現段階では新庁舎に地域包括支援センターを設置することと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、四つ目の議会スペースについてお答え致します。

設計者選定後も設計内容について協議可能な指名型プロポーザル方式で設計者の選定を行っておりますので、議会の皆様とは当然、今後ご協議しなければならないものと思っております。

基本設計の期間は、設計業者決定後の8月から11月までを予定しております。基本設計をまとめる前段階に、議会スペース等も含め、議会の皆様のご意見をいただきたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。

次に、五つ目の水道局・上下水道課事務所の昭和庁舎利活用の検討についてお答えを致します。

水道局・上下水道課事務所につきましても本庁舎に事務を集約することとしており、震災など大災害時には、全庁の意思統一が図りやすく、指揮命令も即時にできるものと考えております。

災害時には迅速に行動できるよう、本庁舎に対応マニュアルを作成し、ライフラインの確保には全力を挙げて対応してまいりますので、御理解をお願い致します。

せっかくの貴重なご提言でありますので、今後検討させていただきたいと存じます。

私からは以上です。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） それでは私から、二つ目の防災対策についてお答え致します。

質問の1点目、地域自主防災組織の育成、地域防災計画の樹立をどのような行程で対処しますかについてであります。

現在、本市の自主防災組織は15自治会で11の自主防災組織が結成されております。また、組織化に向けて協議している自治会もかなりの数があります。自主防災組織は地域防災のかなめと考えておりますので、市では結成に向けて自治会の各種会議等に出向いて結成を促進しております。また、結成済みの防災組織には、防災訓練への参加の呼びかけや図上訓練の実施等行っておりますし、今後も継続してまいりたいと思っております。

地域防災計画の見直しについては、県の新しい被害想定ができ上がるのが24年度末となっており、秋田県地域防災計画の見直しが25年度となっておりますので、県の地域防災計画の公表にあわせながら見直しを実施してまいります。

私からは以上です。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 質問の防災対策の2点目についてお答えします。

昭和56年以降建設の学校等の公共施設の耐震診断実施の予定についてであります。現在の耐震基準につきましては、藤原議員のご指摘のとおりでございます。昭和56年に建築基準法の大幅改正された新耐震基準に基づいております。

昭和56年以降に建設された、羽城中学校、天王南中学校、飯田川小学校、大豊小学校については現在の耐震基準に適合していると考えておりますので、今のところ耐震診断の実施は考えておりませんが、今後建築基準法の改正による耐震基準の見直し等があった場合は、その時点で対処検討してまいりたいと考えております。

質問の3点目ですが、羽城中学校の非常時避難階段の改修についてお答えします。

ご質問の非常階段については、校舎2階から中庭に降りる非常階段についてのご指摘と存じます。

羽城中学校では、地震等災害時には2階・3階からは校舎内の階段を通り1階に降り、正面玄関から外に出ることとして避難訓練を実施しております。

中庭に降りる非常階段を使った場合、一旦中庭に降り、その後に廊下に出て外へ避難

することになり、校舎内の階段を使用した方がより迅速に避難ができるということで、この非常階段は使わないこととしておりますが、他に不審者など危険性があつた場合など、このような場合の校舎内の階段が使えなくなった場合は、この非常階段を使って下に降りるなど、その時々状況を的確に判断し、臨機応変に行動ができるよう指導しているところでございます。

また、同校は津波避難所に指定されており、津波発生時には正面玄関及び体育館入口から入り、校舎内の階段を通り2階・3階に避難することになりますが、体育館側の外からの非常階段を利用して校舎2階・3階に避難することもできます。

先の5月26日の市総合防災訓練では、この体育館側の外からの非常階段を使い、校舎2階・3階へ避難する訓練がスムーズに実施できたところでございます。

学校では、防災計画マニュアルを作成し、定期的に避難訓練を実施し安全対策には万全を期しておりますが、校舎2階から中庭に降りる非常階段の改修については今のところ考えていません。

以上でございます。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑利行） ご質問の3点目の「職員の厚生福利と健康管理について」お答え申し上げます。

はじめに、職員の人事管理については、健康と資質向上に向けて健康診断と研修計画の目標を掲げ実施しております。

1点目の職員の厚生に関する計画の実施についてお答え致します。

市の厚生事業としては、人間ドック、職員健診のほかに市町村共済組合等関連団体が行う脳ドックや各種健診事業を導入し、健診枠を広げて、事前の受診希望を経て毎年計画的に受診させております。なお、市では21年度から産業医3名を選任しております。産業医は、健診結果の確認から、二次検査等が必要な場合の受診指導を行っております。また、文化事業としては、講話、研修制度、人生学習、生涯学習に向けた講座開設事業の紹介をしながら、資質の向上はもちろんのこと、豊かな人間性を育む取り組みを進めております。

震災を含め、社会環境の変化に伴う時節柄、職員全員を対象としたスポーツ大会やレクリエーションの実施は困難となってきておりますが、健康の維持と元気回復を図るような事業を積極的に導入し、今後も職員の福利厚生の向上を図ってまいりたいと考えて

おります。

2点目の職員の健康診断、人間ドック等の実績と管理についてお答えします。

職員には健康に関する意識を高め、自分自身の健康をチェックし、今後の健康づくりに役立てる機会として、毎年5月と8月に職員健診とあわせて随時、人間ドックを実施しております。

平成23年度の実績は職員健診と人間ドックを合わせた受診率は約98%、24年度の対象職員298名のうち、健診受診予定者は140名、人間ドック受診予定者は158名と、298名全員がどちらかを受診する予定となっております。前年度は結果的に職員健診で6名の未受診者が出ておりますので、24年度は事前に管理職へ健診対象者名簿を送付し、未受診者が出ないように徹底することにしております。

次に、3点目の心の健康に対するメンタルヘルスについてどのように対処しているのかについてお答え申し上げます。

平成23年12月、厚生労働省はメンタルヘルス対策の充実・強化を図るために、議員ご指摘のとおり、健康状況の検査や医師による面接指導について事業者を実施することを義務づけるなどの労働安全衛生法の一部改正案を国会に提出していることは、ご指摘のとおりでございます。

心の健康は難しい問題でございます。日常的に職員と接している職場の上司や同僚でも理解できないことがあるのが現実であります。関連団体で開催しているメンタルヘルス研修会への参加啓蒙や職員の適材適所への配置のため、人事異動の際には隔年で自己申告書の提出を全職員に義務づけ、人事異動により配置転換することで、心の負担軽減にも努めております。メンタルヘルス不調者を効果的に把握することは社会的な大きな問題ですが、相談しやすい環境づくりによる早期発見、早期対応できる方法を模索してまいりたいと考えております。

なお、産業医は職員の健康相談を毎月いずれかの庁舎で実施しておりますので、メンタルヘルス不調者へのカウンセリング対応を含め、産業医との連携をさらに密にしていきたいと思いますと考えておりますので、どうか宜しくご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 4つ目の「公民館事業について」お答えします。

1点目の「公民館及び分館活動の現状と課題をどのように捉えているか」について申

し上げます。

公民館は、心の豊かさや人間として生きる喜び、楽しさ、生活の充実など、生涯学習社会の構築を目指していろいろな事業に取り組んでおります。

近年、少子高齢化社会が進展する中で、生涯学習や学ぶことへの意欲は年々高まってきており、仲間と互いに学び交流し合い、その成果を共に分かち合いながら、さらなる活動に結びつける取り組みが進んできております。

本市公民館は、天王・昭和・飯田川の3拠点公民館、67分館を設置しておりますが、それぞれにおいて地域の特色を出しながら、あるいは3館が交流しながら活動を展開しているところです。

拠点3公民館においては、地域における学習活動の場を提供するとともに地域に密着した学び合いの場として各種事業を展開しており、毎年、生涯学習情報を記載した「生涯学習プログラムガイド」を発行しております。子育て・家庭教育をはじめとして成人講座やシニア講座、各年齢層全般にわたって教室・講座の開催や学校と連携した学社連携融合事業を行っております。

市民の学びの要求を具体的な学習活動として取り上げ、学習の質的向上や継続につなげていくことが重要であることから、3拠点公民館においては、教室の受講者からのアンケート調査の実施や来館者が学びたい要望等を知るために「リクエストボックス」を設置し、常に検証を行っているところでございます。教育委員会では、毎年、運営の状況等に関する評価・検証を行い、その結果について公民館運営審議会に諮り、ご意見をいただきながら改善に取り組んでいるところでございます。

2点目の「公民館主事の設置についてどのように考えていますか」について申し上げます。

公民館主事は、公民館長のもとで、社会教育の企画・提供及び連携を通して質を高めていく専門的職員とされています。

本市の拠点公民館3館では、それぞれの館において職員2名と専門的知識を有する社会教育指導員及び非常勤職員を配置し、市民を対象とした教室や講座をはじめとする各種事業を展開しております。

ご質問にある「本館に主事がなく、分館には主事を置けるというのは、社会教育の一貫性に欠けるのではないか」とのことですが、「公民館の主事」は教育機関の職員ということなので、公民館職員が公民館主事を担っていると理解しているところでござい

す。そのことから、拠点3公民館では主事を担う職員が配置されており、社会教育の推進について一貫性を持って取り組んでおります。

本市では、生涯学習を推進するため、社会教育を行う者に専門的・技術的な助言と指導を与えることのできる社会教育主事3名も発令されており、さらに専門的な社会教育関連事業に取り組んでいるところでございます。

3点目の「天王公民館の耐震診断数値はどのようになっているか」についてですが、「また、新築についての将来事業計画について」申し上げます。

ご質問にあるとおり、天王公民館は昭和44年建築で、面積は1,097.48㎡、約332坪ですが、この鉄骨2階建ての施設となっております。

平成23年度においては3万141人の施設利用者があり、市民より大いに喜ばれております。

しかし、天王公民館は昭和56年に建築基準法の大幅改正された新耐震基準以前に建てられた建築物であります。また耐震診断調査は実施しておりません。

市では、公共施設の耐震診断及び耐震改修の一層の促進を図るため、平成21年に耐震改修促進計画を策定しております。

その耐震改修促進計画に基づき、優先的に耐震化に着手すべき建築物を設定しており、教育委員会においては学校等教育施設の耐震化が最優先課題となっていることから、学校施設から着手しているところでございます。

天王公民館においては、築43年が経過しており老朽化が進んできていることから、耐震化の検討とあわせて新たな建築も含め総合的に検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（千田正英） 4番、再質問ありますか。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 大きな項目で二つについてお尋ねするわけでございますが、最初にもまず第1点目の市長の見解でございました、新庁舎設計にあたっての5番目の水道局・上水道関係の事務所のことでございますが、最後の「検討」というふうな言葉でございまして、検討というのはやらないのも検討です、やるのも検討だというふうに思っていますので、この方向づけをやはりきちんとすると。私はやはり公営企業課はこの昭和庁舎の場合も負担金を出しております。いわゆる独立会計というふうなのはご承知のとおりでございます。そうしますと、この論でいきますと、新庁舎の場合も負担金を計上しなけ

ればならない、会計上は計上するというふうなことになると思いますけれども、新庁舎の場合ですと負担金の額は相当大きな額になるだろうというふうに思うわけでありまして。その観点からも、水道料金まで影響するというふうなことになりますし、それから、もっと大きなものは、今、新庁舎のところは懸念されるのは、いわゆる津波等があった場合にどうなるかというふうなのが市民の皆さんの心配事だというふうな面があるわけでございます。しかしながら、私はこのインフラの一番最前線の場合は二つに分けておくと、そういうふうな対処のことはいわゆる命令系統以前の問題ではないかというふうに思います。命令というのは今、例えば第三動員を全員かけるといった場合でも大きな災害の場合は全部、新庁舎に集中と、集めるというのはなかなか難しい場合もあるというふうに思います。そういう面からは二つに分けておいた方が非常によいのではないかという観点で申し上げておまして、その検討についての、どちらに向く検討だかについて市長からひとつお考えをお願いします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 4番さんの再質問にお答え致します。

やるやらないかは別として、今ご指摘の負担金、あるいは津波、それにプラス利活用、これも含めて検討させていただきたいということでございます。

○議長（千田正英） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 次は、防災対策についてでございます。防災対策の一つ目は、いわゆる自主防災組織でございますが、これはいわゆる資材等を提供しないと自主防災組織がなかなか立ち上げることができないというふうなこともお考えもあると思いますけれども、私はいわゆるこういうふうにつくるというモデルをつくると、そうしてやはり地域におろしていくと、それはやはり当局がサポートしていくというふうなものが非常に大事だろうと。そして、たまたま5月26日のことにつきましては、菅原議員からもお話がございましたけれども、やはり地域防災の組織の中でどのような対応をするかというふうなのが、いわゆる市の方ではなくて、その自主防災組織が話し合うというふうなことが非常に大事だというふうに思います。先日、議員同士で雑談したときに菅原久和議員から、101号線に逃げた方が一番早いというふうなお話、私はまさしくそのとおりだと思います。そういうふうなのはやはり地域の中でもって初めて体験できるというふうなことだろうというふうに思いまして、地域の中でどういう意識をもって行動するかというふうなのが、例えば新関から元木山に逃げるとか羽城中学校に逃げるといふふうな

のでは、これは防災対策にはならないというふうに思うわけでございまして、その点を加味しながら、いわゆる自主防災組織を立ち上げる一つこう段取りをしていただければありがたいと、この点についていかがでしょうか。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） この点についてもお答え。

全くそのとおりで、先ほど午前中の質問で、5番さんの質問の当局答弁、今回の訓練は机上のことがあったのではないかと。これからは地に沿った、地域地域の中で防災訓練、実際の防災訓練というものをより行っていかなきゃならないと答えました。その点についてもこの自主防災組織に中でのマニュアルというものが大事ではないかと、このように考えますので、地域とよく協議してまいりたいと思っております。

○議長（千田正英） 4番。

○4番（藤原幸作） 同じこの防災対策の2番目に、いわゆる耐震診断、公共施設、人の集まるところの診断を行うべきだと。これはご承知のように56年に大幅に建築基準法が改正されまして、その後もいわゆる阪神淡路大震災の後からもまた改正になりました、何回も、大きく2回ぐらいですか、改正になっているわけですが、私はやはり不安を解消すると、市民のやはり安心・安全だと、人の集まるところについては耐震はどうだかと。姉齒問題ではないけれども、そういうふうなこともありますので、必ずしも56年以降は全部耐震基準になっているかと。必ずしもそうじゃない面もあると。特に公共の場合はそのように受け止めるのが非常に大事じゃないかというふうに思いますので、今後、先ほどのご答弁では新建築基準法の、新というか基準法の改正云々とありますが、これいつ改正になるかわかりません。そういうふうなのんきな甘い考えではだめだというふうなことだろうというふうに思います。その点についてお尋ねします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 耐震については、やはり公共施設も含めてこれはやらなければならないと思っています。今、教育長も答弁しましたが、当面はまず学校施設を重点的にやっていくと。その後で今言った公共施設についてもやると、やらなきゃならないと考えています。

○議長（千田正英） 4番。

○4番（藤原幸作） 同じ防災対策の羽城中学校の問題でございまして。非常口でございまして、これは生徒が入る前から私は指摘しておる事項でございまして、今、肥田野教育

長は、下の方の1階を逃げて玄関に出るというふうな、地震あった場合はどうなりますか。私は中庭だと、地震もそうですし、防火の、火災の場合も逃げることができないというふうな行動になると、これは私から見ると設計のミスじゃないかというふうに思うわけですので、いわゆるこのことについては設計の問題とか施工を含めてどういう形でもってこのようになったかというふうなことを検討するのが当局の姿勢でなければならないと、こういうふうなことだわけです。そして、その結果において、これは非常に危険だといった場合には、それは改修するというふうなのがこれは当然じゃないかなというふうに思いますので、その点についても質問致します。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 答えします。

羽城中のこの階段については何年前にも4番さんから質問がありまして、私ども現地見ました。私も4番さんの考えと同じでした。したがって、それをすぐ取っ払うといたしますか、やるということにはまだ決断が至りませんでしたので、これから、要するに削除、削除といたしますか、それを撤去する場合の計算もしてませんので、今後それらも計算してみたいと思います。その後で考えたいと思います。

○10番（佐藤義久） 議長、暫時休憩。今のやり取りおかしいよ。建築許可出てるもの設計ミスしたとかっていうのはおかしい。私も見ました、壊すべきだとかって。

○議長（千田正英） 4番。

○4番（藤原幸作） 申し訳ないです。私、これは設計の、私的に見ますと設計のミスみたいな感じになるんじゃないかという意味でございますので、誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって4番藤原幸作議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれにて散会します。

なお、明日15日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集をお願いします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時56分 散会

